

## 令和7年第3回千葉市議会定例会会議録（第7号）

令和7年9月26日（金）午後1時開議

## ○議事日程

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

## ○出席議員

1番	石川	美香	君	2番	吉田	英雄	二亮子	君
3番	茂呂	一弘	君	4番	岡崎	純友	介弘	君
5番	須藤	博文	君	6番	島野	大平	真秀	夫
7番	黒澤	和泉	君	8番	大桜	井	広	君
9番	山崎	眞彦	君	10番	伊藤	川	弘	君
11番	渡邊	惟大	君	12番	伊石	三井	和香	君
13番	青山	雅紀	君	14番	川安	喰屋	初美	君
15番	前田	健一郎	君	16番	守	藤坂	聰	君
17番	小坂	さとみ	君	18番	三井	岩井	吉	君
19番	渡辺	忍	君	20番	安田	田畠	直	君
21番	樋澤	洋平	君	22番	守	藤井	紀	君
23番	蛭田	浩文	君	24番	伊松	坂	樹	君
25番	阿部	智毅	君	26番	森	岩	博	君
27番	植草	毅	君	28番	田	畠	和	君
29番	亀井	琢磨	君	30番	麻佐	木	嘉	君
31番	川合	隆史	君	32番	佐々木	友	文	君
33番	段木	和彥	君	34番	森	和	又衛	君
35番	盛田	眞弓	君	37番	宇留間	山	門	君
38番	酒井	伸二	君	39番	三須	中	江	君
40番	向後	保雄	君	41番	米持	村	彦誠	君
42番	中島	賢治	君	43番	白鳥	公		君
44番	石井	茂隆	君	45番	中村			君
46番	石橋	毅	君	47番				
48番	三瓶	輝枝	君	49番				
50番	野本	信正	君					

## ○欠席議員

36番 櫻井崇君

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

○説明員

市長	神谷俊一君	副市長	大木正人君
副市長	橋本直明君	総合政策局長	藤代真史君
危機管理監	相楽俊洋君	総務局長	久我千晶君
財政局長	勝瀬光一郎君	保健福祉局長	今泉雅子君
こども未来局長	大町克己君	経済農政局長	安部浩成君
都市局長	鹿子木靖君	建設局長	山口浩正君
緑区長	石井美代子君	市長公室長	山崎哲君
総務部長	中尾嘉之君	教育長	鶴岡克彦君
教育次長	中島千恵君	代表監査委員	宍倉輝雄君

○議会事務局

事務局長	香取徹哉君	次長	寺崎勝宣君
議事課長	安西雅樹君	議事課長補佐	佐藤大介君
議事班主査	石黒薰子君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

- 1 カスタマーハラスメント防止対策について
- 2 緑区の住みよいまちづくりについて
  - (1) 大網街道の歩道について
  - (2) 誉田地域の大網街道渋滞解消対策について
  - (3) バスシェルター整備とベンチ設置について
  - (4) 土気東2号調整池について
  - (5) 平山町のデマンドタクシー運行について
  - (6) 土気市民センター及び土気公民館の建て替えについて
  - (7) 誉田東小学校グラウンド拡張について
  - (8) 緑保健福祉センターの利便性向上について
- 3 賃上げ支援について

梶澤洋平君

- 1 訪問ケアの充実について
  - (1) 高齢者への訪問ケアについて
  - (2) 産前産後の訪問ケアとこども家庭センターにおける訪問ケアについて
  - (3) 発達の凸凹のある子どもへの訪問ケアについて
- 2 不登校児童生徒への支援と個別最適な学びの保障について
  - (1) 不登校児童生徒の居場所について

渡辺忍君

- (2) 不登校世帯への経済的支援について  
(3) 個別最適な学びと協働的な学びの推進について  
3 すべての若者が孤立しない社会を実現するための支援体制について  
(1) アフターケアの充実について  
(2) ケアーリーバー支援について  
(3) 困難を抱える若者への支援について

- 1 ギャンブル依存症について  
2 介護について  
3 新紙幣対応機器の状況について  
4 公園のミストシャワー設置について  
5 中央区の住みよいまちづくりについて  
(1) 宮崎小学校前の青葉の森通りの歩道について  
(2) 都川公園のトイレ設置について  
(3) 蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の案内板について

野島友介君

- 1 住宅団地の活性化と空家等の対策について  
2 新規就農者や農業後継者への支援について

石橋毅君

- 1 民間スイミングスクールを活用した水泳授業への移行促進について  
2 本市の災害対応力の強化について  
3 学区の再編について

麻生紀雄君

### 午後1時0分開議

○副議長（川合隆史君） これより会議を開きます。

出席議員は47名、会議は成立いたしております。

### 日程第1 会議録署名人選任の件

○副議長（川合隆史君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。24番・伊藤康平議員、27番・植草毅議員の両議員にお願いいたします。

### 日程第2 市政に関する一般質問

○副議長（川合隆史君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従いお願いいたします。21番・桝澤洋平議員。

[21番・桝澤洋平君 登壇、拍手]

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

○21番（桝澤洋平君） 日本共産党千葉市議会議員団の桝澤洋平です。

本日も市議会に傍聴を足運んでいただきましてありがとうございます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、あのカスタマーハラスメントの防止対策について伺います。

スライドをお示しをしておりますが、厚生労働省が昨年公表いたしました職場のハラスメントに関する実態調査ということでございまして、いわゆる顧客から大声で怒鳴られるなどの行き過ぎた迷惑行為であります、カスタマーハラスメントは、27.9%の企業は過去3年間従業員から相談を受けたとされております。示していますのが相談件数の推移ということでございまして、いわゆるパワハラ、セクハラは減少の兆しが見られているのですが、一方でカスタマーハラスメントは唯一、増加が減少を上回っているということであります、一層の対策強化が求められているわけでございます。こうしたなか、先頃本市職員に対しまして、市民等からの著しい迷惑行為に関する職員アンケートを実施したと聞いております。

そこで伺います。

本市職員に対して実施した、市民等からの著しい迷惑行為に関する職員アンケートの結果の概要について、お聞かせください。

以下、質問席にて行います。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 職員アンケートは、著しい迷惑行為への対策を検討するにあたり、各職場の現状やニーズ等を把握するため、昨年度、特別職を除く全職員約1万7,000人を対象に実施いたしました。

結果の概要ですが、おおむね過去3年間に市民等から著しい迷惑行為を受けたことがあると回答した職員は約4割でした。

著しい迷惑行為の態様としては、何回も同じ内容を繰り返すが最も多く、次いで、侮辱・大声・恫喝、長時間の拘束の順となっております。

また、有効な対策としては、職場における組織的な対応が最も多く、次いで、映像・音声の記録、対応マニュアルの作成・周知の順となっております。

○副議長（川合隆史君） 桝澤洋平議員。

○21番（桝澤洋平君） 今御答弁ありましたとおりで、有効な対策として、マニュアルの整備であつたりあるいは映像、音声の記録ということも言われております。

そこでちょっと続けて伺いたいのですが、アンケート結果に基づきまして対応マニュアル整備に取り組むこと、また市民から電話相談の対応の多いケースワーカー、あるいは学校での通話録音機器の導入など、必要な対応を図るべきではありませんか。

○副議長（川合隆史君） 総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 組織としての適切な対応を図るために、本市のカスタマーハラスメントに対する基本的な考え方を示した対応方針とともに、具体的な対応例などを示した、対策マニュアルを今年度策定する予定です。

電話対応の多い部署への通話録音機器の導入については、発言内容の記録化や相手の言動の抑止効果などが期待できますが、一方で、個人情報の取り扱いや運用ルールの検討、整備など課題があると考えております。

引き続き、今回のアンケート結果や、国の動向、先進自治体の取組状況等を踏まえ、効果的

な対策について検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 桧澤洋平議員。

○21番（桜澤洋平君） 続いて、スライドを御覧ください。

民間企業におけるカスハラ防止対策についてであります。

本市は、小売業やサービス業を含む、第3次産業労働者が32万人と大変多い自治体であります。市内で働く労働者の安心・安全を図るためにも、本市としての取組の強化も求められております。先般、私が示していますのは、東京都のカスタマーハラスメント防止条例を制定しているということで、視察をしてまいりました。理解促進におきましては、ちょっと左側をお示ししていますけれども、ちびまる子ちゃんを、アニメのキャラクターを使いまして、顧客向け・企業向け、それぞれリーフレット、そしてポスター、さらには動画の作成まで、理解促進を図っております。さらに、右側の方を見ていただきますとカスタマーハラスメント防止対策推進事業ということでございまして、いわゆるこれ、今後中小企業がカスタマーハラスメント対策でマニュアルを作ったり相談窓口を作ったりと、いろいろ対応しなければいけないと。それに対応して、マニュアルのひな形の公開だととか、先ほど申し上げた電話の録音機器の導入など対策を図った企業に対して、40万円の奨励金を支給するという、実行性ある取組を進めているわけでございます。

そこで伺いたいと思います。

誰もがカスタマーハラスメント被害者にも加害者にもなり得ることから、この著しい迷惑行為とは何かなど、市民理解の促進を図るカスタマーハラスメント防止条例の制定、あるいは、ポスター・リーフ、こういった作成で啓発、一層の理解促進に取り組むべきではありませんか。また、中小事業者カスタマーハラスメント対策を推進できるように、マニュアルの公開、通話録音機器導入など、そうした財政支援に取り組むよう求めますがいかがですか。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 現在、市ホームページなどを通じて、企業におけるカスタマーハラスメント防止対策マニュアル、リーフレット、ポスターなどの各種ツールや、消費者が意見を伝える際のポイントなどの情報を発信しており、事業者や消費者などの理解促進に努めているところです。

さらに、本年6月に公布された改正労働施策総合推進法により、カスタマーハラスメント防止対策が事業主の雇用管理上の措置義務となりました。これを受け、本市も参画し、千葉労働局、千葉県、連合千葉や経済団体などで構成される、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、カスタマーハラスメント防止に向けた共同宣言の発出について協議しているところです。

今後、千葉労働局など関係機関と連携し、市内事業者へのさらなる周知啓発と防止対策に取り組んでまいります。

○副議長（川合隆史君） 桧澤洋平議員。

○21番（桜澤洋平君） 今、答弁ありましたとおり、冒頭の部分で言えば、我々今回カスタマーハラスメント防止条例というのを提案させていただいて、その勉強会の時に、要するにこれまで介護のカスハラしか我が千葉市は公開してなかったと、それは足らざるなんだよという御指摘をさせていただいて、その後8月に、マニュアルの公開等々アップが進んだという面があろうかと思います。そういう面は、評価をしたいという風に思います。同時に今申し上げて

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

いるのは、中小事業者が具体的な取組を進めていく上での、また財政措置というのも経済部として今後検討していただきたいということは、強く要望しておきたいというふうに思います。

続いて、緑区の住みよいまちづくりについて伺いたいというふうに思います。

今年も市民要望アンケートを実施をしまして緑区民の皆様から多数の意見要望頂戴をいたしました。10月に神谷市長宛に予算要望書ということで取りまとめて提出をさせていただく予定でございますが、ぜひ市民要望の前進に向けて、以下、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目ですが、ここスライドを御覧ください。

大網街道でございまして、鎌取十字路から赤井交差点にかけてというところで、ここは平山小学校の通学児童をはじめ千葉南高校生が日々自転車等で多数通学する道路となっている。安全に歩行できる環境整備をこれまで議論で取り上げてまいりましたが、歩道の段差解消の取組について伺います。また、一部区間で、ここで示したのはこの話なんです。歩道が斜めになってしまっているという、そういった箇所がいくつかございますということで、自転車、歩行者が危険だという声もありますので、ぜひ歩道の平坦化に取り組むよう求めます。お答えください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 当該区間の歩道段差解消につきましては、令和2年度から整備を進めており、今年度は7か所の整備を行う予定です。

また、歩道の平坦化につきましては、要望箇所に面した土地所有者の方と現地で立ち会ったところ、平坦にすることにより、民有地の出入口と歩道とに段差が生じるもの、御協力をいただけることが確認できましたことから、整備手法について検討しているところです。

○副議長（川合隆史君） 桧澤洋平議員。

○21番（桜澤洋平君） ありがとうございます。ぜひこの区間以外でも、実はこの斜めになってしまって御相談されている区間もあると、その辺ちょっともう少し広げてやれるようであればぜひ対応していただきたいのと、もう1点は、毎年アンケートで寄せられているんですが、やはり歩道自体やっぱ狭いというお声も頂戴しています。ですからこの赤井交差点、今回、生実本納線の計画もあると。あの中で、赤井交差点にかけてもちょっと、歩道を広げていけないかという、ぜひ今後、御検討願いたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

続いて、スライドを御覧ください。

誉田町地域の大網街道渋滞解消策である大膳野町誉田町線について伺います。

誉田地域の大網街道におきましては誉田中学校付近からここで示しているのが大膳野町誉田町線にかけての信号です。ここなんですが、かなり渋滞が深刻化しているということでございまして、1日も早い渋滞解消に向けて取組を進めますが、大膳野町誉田町線整備内容と取組状況を伺いたいというふうに思います。ただ、これは時間がかかるということでありますので、当面安全対策としまして、ここで今右にお示ししている箇所でございますが、大網街道と大膳野町誉田町線の交差点におきまして、安全に右折できるように時差式の信号に改善をしていただきたいというふうに思いますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 整備内容は、延長約560メートル、幅員16.5メートル、車線数は2車線で両側に歩道と自転車道を設置することとしております。JR外房線との交差は、アン

ダーパスで、ネクストコア千葉誉田にアクセスする道路及び生実本納線との交差は平面接続する計画となっております。

現在、用地の取得を行っており、先月末時点での取得率は、24%となっております。

また、大網街道と大膳野町誉田町線との交差点の信号機を時差式に改良することにつきましては、千葉県警察の所掌事務であることから、所轄の警察署へ要望してまいります。

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員。

○21番（植澤洋平君） 続いて、スライドを御覧いただきたいというふうに思います。

これも誉田地域の大網街道の渋滞解消対策の一つでございますが、生実本納線高田インターチェンジのフル化ということでございます。

現場の今、工事状況が映っておりますが、これまでこの大網街道渋滞解消策として求めてきた、誉田地域からこの土気茂原方面へ大網街道を経由せずにアクセスができるこの高田インターチェンジのフル化工事における工事の進捗と開通時期の見通しについて伺いたいと思います。また同時に、これ安全性の観点から、オン・オフランプにおいて、ただでさえこの生実本納線は暗いということでございまして、かねてから私は要望しているんですが、ぜひ、道路照明灯を整備していただきたいというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 昨年度に着手した土留擁壁工事が完了したところであり、来月から、さらに150メートルの擁壁工事を実施いたします。

来年度は、本線の嵩上げ改修とランプ部の舗装や道路照明等などの整備を予定しており、年度内の供用開始を目指してまいります。

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員。

○21番（植澤洋平君） ぜひ赤井町地区が、まさに今回議案でも出ていまして、あそこと同じタイミングで、うまく開通ができると非常にいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

続いて、スライドを御覧いただきたいと思います。

これもかねてから申し上げている点でございますが、誉田地域の渋滞解消に向けて、やっぱりバイパス道路の整備だということと誉田駅前線が必要になってくるということでございまして、早期整備が求められている塩田町誉田町線の誉田町地区の進捗状況と用地取得箇所の暫定整備に取り組むように求めるがどうか。また、早期整備を求めてきた誉田駅前線の土気側歩道の用地取得状況並びに今後の整備予定について、お聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 塩田町誉田町線、誉田町地区の進捗は、用地取得率が、先月末時点で70%となっており、連続的に用地を確保できた箇所につきましては、暫定的な歩行空間の整備を検討してまいります。

誉田駅前線の土気側につきましては、用地取得が完了したことから、埋設物の移設の進捗を見極めながら、歩道の整備を進めていくこととしております。

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員。

○21番（植澤洋平君） 続いて、スライドを御覧いただきたいんですが、これはバス停ベンチ、あとバス停のシェルターについて伺いたいと思います。

スライドをお示ししていますのが、利用者が多い要望箇所でございまして、1つは鎌取市営

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

住宅前のバス停だということです。保健福祉センターが横にあるものですから、非常にあのあそここの植え込みですか、あそこに腰掛けている高齢の方がたくさんいらっしゃるということで、これやっぱり一日も早くベンチ作っていただきたい。もう一個は、あすみが丘プラザバス停前ということでございまして、やっぱりあすみが丘プラザに訪れていただく方大変多いわけでございまして、こういった要望が多い箇所につきまして、ぜひ設置を進めていただきたいと、そういう質問でございまして、創造の杜のバス停も含めてベンチ設置を求めますが、対応についてお聞かせください。同時に、地球温暖化の影響で、いわゆるここはシェルターがありますけれども、やっぱり高齢者の皆さん熱中症のリスクが高まっていますということで、ぜひ、このバス停シェルター整備の推進を図るべきではありませんか、お聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 本年6月に改定した、千葉市歩行空間のベンチ設置計画に基づき、今年度から、条件により選定した生活関連施設近辺のバス停に、ベンチの設置を進めることとしており、当該バス停3か所につきましても、設置の有無を含め、計画に基づく対応を図ってまいります。

バスシェルターは、これまで駅前広場などの交通結節点等につきましては市で整備し、それ以外の利用者の多いバス停などは、主にバス事業者に道路占用を許可し整備していただいております。

引き続き、交通事業者等と連携しながら、バスの利用環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（川合隆史君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 続いてスライドを御覧ください。

これ、宝ヶ台公園というあすみが丘東1丁目の公園の横にあります土気東2号調整池というところの写真でございます。住民から、近年ゲリラ豪雨の時に水位が上昇して、住宅のところまで溢れてしまうという事案があったということで、水位を下げる改善を御要望頂戴をいたしました。

ぜひ、これについて伺いたいのは、この調整池におきまして、水位を下げる水抜きをぜひ実施をしていただきたいというふうに求めますがどうかと。この点が1点と、住宅地に隣接する樹木等の伐採剪定の要望もございますので、ぜひここは予算を確保して、適切な対応を図っていただきたいと思いますが、対応についてお聞かせください。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 土気東2号調整池は、大雨時の流出抑制施設としての機能に加え、農地の緊急時の灌漑要水として、常に約9,000立方メートルを確保する施設となっております。

しかしながら、近年は灌漑用水としての利用実績が少なくなってきたことから、地元水利組合と協議し、この夏から、水田の休閑期に水を抜き、水位を下げることにより、容量を増やしております。

また、樹木の伐採や剪定につきましては、現地の状況を確認した上で、越境や架空線に支障となる樹木を対象に実施してまいります。

○副議長（川合隆史君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 早速、対応していただいているということでありがとうございます。ぜひ、樹木の件も現地を見ていただいて対応はかっていただきたいというふうに思います。

続きまして、スライドを御覧いただきたいんですが、平山町のデマンドタクシーの運行についてです。

2022年に、バスの平山線が廃止以降、地域住民の皆様方と移動手段の確保に向けまして、地元住民の署名369筆を提出をしまして運行を求めてきたのがデマンドタクシーの運行でございます。今後、今検討を進められているということですが、運行経路、運行開始時期、取組状況についてお聞かせいただけますか。

○副議長（川合隆史君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 地域住民の代表で構成する平山町地域交通協議会と連携して社会実験の検討を進めてきましたが、アンケートで把握した住民ニーズ等を踏まえ、水砂地区及び四谷地区からそれぞれ住宅地を結んでJR鎌取駅北口に至る2ルートについて、火曜日と金曜日の週2日、1日あたり2便を運行することとなりました。

現在、運行事業者が関東運輸局へ道路運送法の許可手続きを進めており、本年11月頃の社会実験開始を目指しております。

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員。

○21番（植澤洋平君） 11月頃の運行開始ということでありがとうございます。都市局長に要望したいのは、今4つの路線がデマンドで運行し始めていると、ある意味でこれ1事業者に対して、要するに発注をかけていると、ボリュームというんですか、増えてきているわけで、その中で、要するに地域によっては250円にしたときにぐっと利用者が増えると、ですからこれ、運行の経費のコスト、価格ですね、この見直しをぜひ図っていただくと、よりこう利用者が増えていくんじゃないかなと思いますので、ぜひ社会実験の中で、その金額のもう少し低減を測っていくような検討をぜひ要望しておきたいというふうに思います。

続いて、スライドを御覧いただきたいと思います。

手前が土気公民館でございまして、あっちの奥が土気市民センターということでございまして、老朽化に伴いまして、こここの敷地内に新たな複合施設を建設するという方針が示されたということで、先般説明会もあったということでございます。地元の皆様から、いろんな機能強化の御要望を頂戴しておりますので伺いますが、この老朽化した土気市民センター、土気公民館建替え、令和12年度供用開始に向けて実施される計画であるということでありますが、そもそも緑区っていうのは8中学校区に4館と公民館がとにかく少ないということは以前も私これ議会で言っている話なんですが、そもそもコミュニティスペースが足りないという状況があるよと、その上で今回リニューアルするのであれば、会議室や講堂諸室をぜひ増設していただきたいということと、利便性向上に向けては、自習室の整備、あと駐車スペース、駐車場、これをぜひ拡充していただきたいというふうに思います答弁を求めます。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 新土気公民館の諸室等の面積や部屋の数、駐車場の拡充につきましては、市民センターやいきいきセンターとの複合施設であることや公民館の稼働率を踏まえるとともに、地域や利用者の御意見をお聞きしながら、関係部局と検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員。

○21番（植澤洋平君） ぜひ講堂なんかは、土日がなかなか予約取れませんぞということで、御要望の声を頂戴していますと、会議室もかなり古くて狭いと、せめてそこは増やしてあげられんかというふうに思うわけでありまして、ぜひその地域の声を聞いて拡充を図っていただき

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

---

たいというふうに思います。

続いて、誉田東小学校のグランド拡張についてであります。

2023年に、私、あの誉田東小学校グランド拡張を求める親の会と署名1,327筆を提出をして、グランドの拡張を要請をしてまいりました。子供たちが少しでも広いグランドで運動や遊びができるよう近隣用地への拡張整備を求めてきたわけですが、整備に向けて最新の取組状況、実際問題、拡張できる広さ、グランドの活用方法、今後の予定についてお示しいただけますか。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 誉田東小学校のグランドにつきましては、隣接地の地権者の方との協議が整い、賃借について御承諾をいただくことができました。

借地の有効面積は約2,500平方メートルで、第2グラウンドとして整備することにより、既存グラウンドと合わせた有効面積は、約8割の拡大となる見込みです。

整備内容といたしましては、整備予定地の形状等を踏まえ、人工芝の導入、防球ネットの設置、既存倉庫の再配置など、利便性と安全性の向上を図るために必要な機能を整備する予定です。

なお、整備後のグラウンドにつきましては、体育の授業や休み時間の利用に加え、放課後の校庭開放などの活用も想定しております。

今後は、児童や保護者の皆様からの御意見も参考にしながら、今年度中に実施設計を完了し、来年度から工事に着手、令和9年度4月の供用開始を目指してまいります。

○副議長（川合隆史君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） ありがとうございます。この間の教育委員会の御努力に感謝を申し上げたいということと、私は申し入れに行ったときに、当時小学生だったお子さんが、要するに休み時間が決められていると、今日は5年生だとかということで、だから今回この第2グランドができることによって、そういう時間制限などなく、子供たちが遊べるように開放していただきたいなということを強く申し上げておきたいなと、あともう一つ、赤くなっているところが、今回第2駐車場です、右側の方が、既存のグランドになっていると、私は、住宅地右側の方の皆様から複数御意見頂戴していまして、砂埃が大変なんだと、今回は人工芝のやつを第2グランドにやるという御説明でございましたけれども、ぜひ、人工芝にしろとは言いませんが、ぜひ住民の皆さんやっぱり砂埃困っているんです、右側の。だから、ちょっと飛ばないような、ちょっと材質にしていただくというか、手入れというか含めて、ちょっと対処の方を御要望しておきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

続いて、これ緑区のまちづくりでは最後になりますが、緑保健福祉センターの利便性向上ということで伺いたいと思います。

スライドを見てください。

これは第2駐車場というところがございまして、見ていただいているとおり砂利なんでございます。緑区というのは御承知のとおり、6行政区中、唯一区役所と保健福祉センターが分かれていると、だから余計こう行ったり来たりしなきゃいけないという市民の皆様の御負担がありますよと。その上で、第2駐車場しかも砂利だということで、私はこの住民サービス格差があることが重大な問題だというふうに思っています。第2駐車場は、これ砂利でありますため、近隣の皆様からの御相談もあるし、何よりも私が声をいただいたのが、検診で赤ちゃんを連れ

て、ベビーカーであそこをコツコツコツコツこう歩くわけですよ、やっぱりこう砂埃の影響があるんだということなんです。ですからこれぜひ、舗装への要望が続けられていますから、速やかにこの第2駐車場の舗装をするよう求めますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 緑区長。

○緑区長（石井美代子君） 緑区の施設の維持管理につきましては、現在、区役所、保健福祉センターの老朽化に伴う不具合の改善を優先的に行っております。保健福祉センター第2駐車場の舗装化につきましては、施設修繕の緊急性、優先度を勘案しつつ、来所される市民の皆様の利便性や近隣にお住まいの皆様への影響を念頭に置き、引き続き検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） スライドを御覧ください。

今、優先度を勘案しつつという御答弁があったんですが、あのちょっと私としては承服できないなということで、あのちょっとスライドを御覧いただきたいと思うんです。

これあの緑区の健康課がやっている、まあ4か月検診、1歳6か月検診等々、まあ70回あります、およそ2,700名がそこ来ているということでございまして、この検診の時に大体あれ第1駐車場満杯になって、第2駐車場を御利用していただくということになっているということで、私は緑区のお子さんだけ、こうした状況を放置することは、行政の公平性の観点から問題だと考えています。

そこで市長に、予算編成権のある市長に伺いたいんですが、この緑保健福祉センターにおいては、乳幼児健診だけで、年間約2,700人が訪問するということでございまして、この砂利の駐車場による砂埃での悪影響を受ける子供たちの対策というのは、優先度が低いというふうに考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたい。同時に、年間400万円程度なんです、緑区の公共施設の要するに改修費用とか更新できるのは。この第2駐車場やろうと言ったら800万かかると言っている、これ緑区のその改修費用のやりくりじゃそりやできませんので、ぜひ、これ予算編成に盛り込むように、ぜひ市長のほうから指示をしていただくよう強く求めたいと思いますがいかがですか。

○副議長（川合隆史君） 緑区長。

○緑区長（石井美代子君） 検診のため来所されるお子様や保護者の皆様の安全性・利便性を十分念頭に置き、事業の緊急性、優先度を丁寧に見極め、引き続き検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 梶澤洋平議員。

○21番（梶澤洋平君） 今あれですか、十分に念頭に置くということでありましたので、ぜひ、これ所管している大木副市長に申し上げたいのですが、これぜひ、さっきグランドの方で砂埃のネットをやるって言っていると、あっちはじやあ学校でやるって判断なのかもしれません、こっちもやっぱり子供たちが、ああいう砂ぼこりで苦しんでらっしゃるってあるわけですから、ぜひ一回これ検診のときに見に来てくださいよ、その上でちょっとやっぱり判断していただきたいなと、やっぱりあの緑区だけこういう状況が残るっていうのは、私はよろしくないんだろうと思いますので、そこはぜひ切にお願いをしたいというふうに思います。

それでは最後の質問に入ります。

賃上げ支援でございまして、スライドを御覧ください。

これ2025年度の最低賃金、全国加重平均で1,121円ということで、過去最高ですか、66円の上げ幅なんですが、これ政府目標、20年代1,500円に必要な上げ幅には届いていないと、これ

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

見ていただくと、世界の先進国が大体倍ぐらいの今最低賃金になっていますということなんですね。私が伺いたいのは、賃金上がらない状況が長らく続いてきた中で賃上げの必要性、行政支援の必要性についてどのように考えているのかということと、千葉県の最賃が64円引き上げたことについての見解と、中小事業者が賃上げのために倒産することがないような適切な支援が必要と考えますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 従業員の賃上げが行われることにより、市内消費が拡大するとともに、企業において生産活動の活性化が図られるため、本市経済の維持発展に重要であると考えております。

このため、本市では、賃上げの原資が確保できるよう、コスト全体の価格転嫁支援をはじめ、設備投資や人材育成などの生産性向上に向けた取組を支援しているところでございます。

また、千葉県の最低賃金に対する見解ですが、千葉地方最低賃金審議会において、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力などのデータに基づき、労使間で議論されたものと考えております。

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員。

○21番（植澤洋平君） スライドを御覧ください。

今、要するにその生産性向上、人材育成だということで賃上げを図っていますよという御説明をいただいたのですが、このスライドを見ますと、我が市がやっているこれは表なんですけど、例えばＩＣＴ活用生産性向上支援で20件、これまあ中小企業全体の割合で見ますと0.13だと。人材育成含めても、これは約1.5%程度だということでございまして、やはり、これはあのしっかりと、まずは賃上げを進めていく上で、まずは全然人も予算も足りないということと、同時にそれがどれぐらい賃上げが図られているのかというのが把握ができていないということなんでございます。ですから今後の施策展開時におきましては、やっぱり賃上げ要件などを課すなど、より実効性のある取組をぜひお願いしたいというふうに思うんです。

その上でスライドをちょっと見ていただきたいんですが、今全国的には、岩手県だとか、徳島県、奈良県、群馬県、茨城県と、賃上げを直接支援する自治体が増えていまして、私は2年連続で中小企業の賃上げ促進奨励金事業に取組成果を得てきた、愛媛県松山市を視察をしてきました。中小企業の、正規従業員2.5%、非正規従業員7.5%賃上げを実施した企業に対しまして、1人当たり5万円を支給する奨励金でございます。実質賃金平均5.7%の賃上げを実現をし、アンケート調査では8割の企業から賃上げに踏み切れたと評価をされております。

ぜひ、その上で伺いたいのが、やはり失われた40年としないためにも、本市内の中小企業が適切に賃上げを図れるよう賃上げ支援金など実効性ある直接支援を真剣に検討していただく必要があるんだろうと思いますが、その点についてどうかということと、同時に人手不足が深刻化しているということで、労働力確保に図れるよう、人材確保の支援強化を図るよう求めますがお答えください。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 賃上げ支援金については、企業の恒常的な収益力や生産性の向上による持続的な賃上げにはつながりにくいものと考えております。そのため、本市では、企業の経営基盤を強化する事による賃上げ原資の確保がなされるよう、適切な価格転嫁の促進と生産性向上に向けた様々な支援を実施しているところです。

また、中小企業の人材確保に向けた支援の強化としては、有資格者が不足している業種に対する資格取得支援の一部助成を引き続き実施することに加え、本定例会において補正予算議案が可決されたことを受け、民間職業紹介サービスを利用した採用活動に係る経費について、50万円を上限に支援する取組を実施いたします。

引き続き、持続的な賃上げの実現を図るための支援とともに、人材確保に向けた支援に取り組んでまいります。

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員。

○21番（植澤洋平君） あの最後、スライドを御覧いただきたいと思います。

あのこれ、あの有名なアレですけど各国の実質賃金の伸びということで示しています。日本だけが、韓国なんかも伸びているのですが、全然実質賃金が伸びていないと。市民の皆さん一生懸命やっぱ働いて納税しているのですが、物価は上がって大変厳しい状況であると。今までにはなかなかこれ賃上げに、国もまた行政も十分に支援できてなかった面があると、ですからこれぜひ、これまで千葉市も中小事業者の支援10万円ってやってきました。あの支援をさらにスケールアップして、賃上げにも活用できるように支援に強めていただいて、皆さんの手取り賃金を増やしていただく。中小企業が元気になれば、やっぱり千葉市も元気になって、日本の経済も活性化していくくと思いますので、ぜひ、さらなる賃上げへの努力をお願いを申し上げて、私の一般質問としたいという風に思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 植澤洋平議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。19番・渡辺忍議員。

[19番・渡辺 忍君 登壇、拍手]

○19番（渡辺 忍君） 立憲民主・無所属千葉市議会議員団の渡辺忍です。

通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、訪問ケアの充実について伺います。

現在、少子高齢化の進展の中で、家庭の中での孤立やリスク支援が課題です。高齢者は独居や老老介護が増加し、産前産後の女性は、心身の不調や産後うつに苦しむ事例が増えています。子供についても、発達障害の早期発見や療育につなぐ仕組みが十分ではありません。

これらすべてに共通するのが訪問ケアの重要性です。家庭に直接入り、リスクを早期に発見し、医療・福祉・教育につながることができるからです。しかし全国的には、人材不足、制度の縦割り、周知不足といった課題があり、必要な支援につながらない人も少なくありません。千葉市としての現状と今後の方向性について伺います。

まず高齢者についてです。

千葉市の65歳以上の人口は約26万人、高齢化率は26%に達しています。独居や高齢夫婦のみの世帯も増えており、こうした世帯で、病気や転倒などがきっかけとなり生活不安が一気に広がることが少なくありません。

地域生活の大きな支えとなる切れ目ない在宅医療・介護サービスの提供を目指す中で医療機関や介護サービス事業所等の関係機関と連携し、安定した質の高い訪問看護を提供できる訪問看護ステーションの存在は重要です。

訪問看護ステーションの推移は、グラフのとおり増加傾向ではありますが、1つに、訪問看護ステーション数の推移や需給バランスを市としてどう捉えているか、また課題と今後必要な対策について。

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

2つに、保健師による高齢世帯への訪問の実態について、近年の動向を踏まえた取組について伺います。

次に産前産後の母子についてです。

千葉市は、助産師による訪問型の産後ケアは1歳になるまで提供しており、宿泊型・日帰り型を含め、ケアを必要とする全ての市民が利用できる先進的な取組をしており本市の強みです。

一方で、産後ケアだけでは支援が不足する特定妊婦等への継続的な訪問ケアは地区担当保健師の訪問だけでは十分とは言えず、訪問看護との連携が有効です。

千葉市では、グラフのとおり出生者数が減る一方で、社会的ハイリスク妊婦の割合は18%と多く、特定妊婦は2017年から7年で倍増している状況です。

特定妊婦とは妊娠期から出産・子育てにかけて特に支援が必要とされる妊婦と児童福祉法に位置付けられており、困窮、若年妊娠、DV被害、精神疾患や過去の虐待経験などのケースがあります。

社会的ハイリスク妊婦は妊娠出産に関する不安や経済的な問題はあるものの、保健師の支援や福祉サービスの利用により養育は可能と判断した妊婦となっております。

さらに、産後鬱の発症や生まれてきた子供が低出生体重児や医療的ケアの必要な場合なども要支援と判断されます。全国的に、産後うつの発症率は、10%から15%とされ、千葉市の母子保健の現場でも深刻な課題となっています。

このようなケースでは日常生活での困難が大きく、訪問看護を受けることで、母親の心身のケアや育児支援によりスムーズな産後の回復が見込まれる場合があります。

訪問看護は高齢者や障害者向けのサービスとして利用されるものと思われており、若年世代の利用については周知が遅れています。利用者や支援者にとっても、どのような症例の対応として訪問看護を活用すればよいのかが分かりにくい面もあります。

そこで伺います。

1つに、産後うつの発症や未熟児や医療的ケアを有する乳幼児など継続的な支援の必要な世帯に対する保健師による訪問実態と、継続的支援が充足しているのかの御見解について。

2つに、訪問看護ステーションの産前産後の利用実態についてどの程度把握しているか。

3つに、こども家庭センターによる訪問支援として、健康課で把握する新生児訪問、乳児家庭全戸訪問と、こども家庭課による養育困難家庭への訪問など、特に困難を抱えるケースでは複数回の様々な対応のための訪問がされていると了解しています。以前よりデータ化が課題と認識しておりますが、本年度より子ども家庭総合支援拠点と、母子健康包括支援センターが統合され、こども家庭センターとなりましたが、訪問等はどのような情報管理をされているかを伺います。

最後に発達の凸凹のある子供について伺います。

発達障害や発達特性を持つ子供は年々増えており、文部科学省の発表によると診断の有無に関わらず学習面や行動面で著しい困難を示す子は約9%とされており、早期発見と療育へのつなぎが非常に重要です。

例えば園で安全に預かることが難しいなどの理由から、小児科の受診を進められ、家庭での療育保護に悩みを抱える母親のために訪問看護による育児支援としての指示書が出されることがあります。また癪瘍が強いなど特性が強く、周りに馴染めず不登校になってのち家に引きこもる状態が続いた場合なども家庭での療育ケアに入れる事例があります。

そこで伺います。

未就学児における訪問看護の利用実態や周知について伺います。

次に、不登校児童生徒への支援と個別最適な学びの保障について。

全国における小・中学校の不登校児童生徒数は、最新の発表では2023年度に約35万人となり、前年度から16%、約5万人増加し、過去最多を更新しました。全児童生徒の5%以上が不登校となり、教育現場にとっての喫緊の課題です。

さらに、学校現場では不登校とすべき事例が長期病欠として扱われていることも報告されています。頭痛や腹痛など身体症状を訴える子供の扱いは、学校ごとに基準が異なる実態があり、公式の報告数より多くの子供たちが不登校に苦しんでいる現状です。

グラフのとおり千葉市の不登校数も増加の一途をたどっており、2011年の不登校児童生徒数785人は、最新の発表で2023年度、2,142人となり、約10年で2.7倍と急増しています。また、千葉市にも長期病欠は1,018人おり、全体像はまだまだ把握しきれていないと感じます。

民間団体と学校や行政との連携が始まりましたが、不登校児童生徒数に対し、公的・民間合わせても、学校に代わる居場所・学びの場は足りず、学習権が保障できていません。

さらに、社会的自立を目標として、多様な選択肢のもとで子供が学ぶためには、様々な機関の立ち上げや相互の連携が必要です。フリースクール等での学習・体験が出席・単位として認定されることや、教育支援センターや校内教育支援センターなどの設置が全国的にも大きく進み、これまでの学校教育中心ではない学習の支援が整備されつつあります。学びの多様化学校の設置も各地で進められ、千葉市もその計画が進んでおり期待するところです。

現在の市立学校には合わない子供たちが一定数いるという事実から、今後、大切な視点となるのがウェルビーイングの視点です。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態、すなわち心身ともに満たされた継続的な幸福状態とされ、人生に喜びや満足感、やりがいを感じ、良好な人間関係を築き、社会とのつながりを感じている状態とされます。

不登校には段階があります。不登校になっても、子供としてのウェルビーイングが守られる居場所があり、様々な場所や方法で学ぶことができる学びの選択肢が拡大され、そもそも不登校にならなくていいように既存の学校が、ウェルビーイングの場所となるよう変容していくことが求められています。

そこで3つの観点から、質問いたします。

1つ目は、不登校児童生徒の居場所についてです。

不登校の状況に置かれた子供たちにとって、地域の安心できる居場所が生活の拠点となり、孤立を防ぎ、自己肯定感の回復につながります。

現在、不登校の子供たちの日中過ごす場所として、ライトポート等の公的機関、フリースクールなどの民間施設、福祉サービス等を活用して自宅を拠点に活動する、あるいは閉じこもるなど様々な状況があります。

不登校対策パッケージの効果もあり、こちらのグラフのとおり従来中学生を中心であったライトポートに小学生用のクラス整備が進み、2024年には412人が在籍、ステップルームなど別室の利用者も600人から900人おり、公的支援による学びの場が着実に増えていることは評価するものです。

しかし、ライトポート通級者は近年高止まっており、教室の定員はほぼいっぱい、拡充す

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

る支援でも追いつかない状況です。今後、ライトポートの拡充やステップルームへの専任配置も必須ですが、民間との連携や支援拡充が急務です。

そこで3点伺います。

1つに、教育委員会では現時点の公的支援以外での不登校児童生徒の居場所の実態について、どのように把握されているか。

2つに、こども未来局が実施している、どこでもこどもカフェや、プレーパークなどのこどもたちの居場所では、不登校のこどもたちの居場所としての役割も担っているケースがあります。こどもたちの居場所において不登校児童生徒をどのように把握し、対応されているのか。

3つに、子どもの居場所を見守る大人を増やすための取組として、子ども居場所サポーター養成講座、子どものSOS支援員養成講座の、これまでの受講者数と講座内容において不登校児童生徒への対応などの視点が盛り込まれているのか伺います。

2つ目に、不登校のいる世帯への経済的支援についてです。

不登校の子供を抱える家庭では、子供のウェルビーイングの維持や学習の支援のために、オンライン学習、フリースクール等への通学など、学びや体験、人との関係性を確保するために費用がかかります。特に子供が小さい場合には、母親が働きに出られなくなり、経済的困難に陥る家庭が多数あり深刻です。

こうした家庭の負担軽減を目的に、補助制度を検討すべきではないでしょうか。世帯への経済的支援は東京都の2万円を筆頭に、県内でも松戸市、市原市は今年度よりそれぞれ条件はあるものの1万円、2万円を上限とした給付が開始されました。またフリースクールや不登校の親の会などの団体からなる、千葉市教育機会確保の会からは、教育バウチャーを活用した給付制度の導入を求める要望が、昨年度、市長及び教育長へ提出されております。

子供の貧困対策として千葉市学校外教育バウチャー事業では生活保護世帯等の小学5、6年生の子供に塾や習い事に通うための、こども未来応援クーポンを支給しています。一部の世帯では、不登校の子供がフリースクールや学習塾を活用することで経済的支援となっています。

そこで伺います。

1つに、他市の動向を踏まえ、現段階での実態認識と、具体的な支援策の検討状況について。

2つに、学校外教育バウチャー事業におけるフリースクールの登録事業者数と利用者数の推移についてお示しください。

3つ目に、個別最適な学びと協働的な学びの推進について、自由進度学習について伺います。

自由進度学習は、自律性を促し、不登校の子供にとっても心地よい学びの形となります。市内での自由進度学習の実践や成果の把握と、全市的な広がりに向けた計画について、昨年12月の第4回定例会で伺いましたが、その後の進捗について本年度の状況を伺います。

次に、全ての若者が孤立しない社会を実現するための支援体制について伺います。

まず、アフターケアの充実についてです。

児童養護施設や里親家庭を退所した直後の若者は、住居の確保、就労や学業の継続、生活費の工面、孤立など、複合的な課題に直面します。国の推計では、退所後1年以内に安定した就労を得られない割合はおよそ3割に上り、住まいを失うリスクも少なくありません。退所後の若者の約4割が経済的困難を経験しているとされています。

こうした状況を受け、2022年改正児童福祉法ではアフターケアを単なる相談にとどめず、居場所や心理的ケア、緊急時の住まい確保、アウトリーチ支援を含む包括的仕組みとして位置づ

けました。

またアフターケア充実のためには、社会的養護下における事前の準備も重要です。インケア・リーピングケアとも呼ばれますと、近年は本人の意見や希望を聞き、意見表明する支援、子どもアドボカシーが重要視されており、自立に向けた支援にも反映することが重要です。

そこで伺います。

1つに、千葉市として、退所後の若者に対して、アフターケア支援事業を推進しておりますが、相談支援体制及び支援内容と過去3年の相談件数の推移について。

2つに、千葉市におけるインケア・リーピングケアの取組状況について伺います。

次に、ケアリーバー支援について伺います。

ケアリーバーとは、社会的養護を経験して巣立った若者のことを指し、対象は退所後直後に限らず、成人後も含め長期にわたります。

法改正で、自立援助ホームの利用年齢制限がなくなり、社会的養護自立支援拠点事業が法律上の制度として位置づけられました。

そこで1つに、アフターケア事業における相談体制では退所直後だけでなく長期間経った後でも支援が行われるかについて。

2つに、千葉市における措置延長の状況と自立援助ホームの設置状況について伺います。

最後に、困難を抱える若者への支援について伺います。

ケアリーバーに限らず、一時保護を受けたのち家庭復帰をし、困難な中で生き延びるヤングケアラー、不安定な雇用、居場所を失うなど、多様な困難を抱える若者が増えています。内閣府の調査によれば、若年層のうち社会的孤立状態にあると回答したものは約15%に上り、制度の谷間に置かれている若者が相当数存在することが明らかです。アフターケア事業における様々な事業、相談支援や交流等のイベントなど必要な若者に届いているのか懸念いたします。

そこで伺います。

1つに、アフターケア事業の周知啓発の状況について。

2つに、校内居場所カフェ等の居場所事業は、困難を抱える若者が人目を気にせずに支援者とつながれる可能性があるため重要なことです。困難を抱える若者への支援としての校内居場所カフェを含む若者向けの居場所についてこれまでの取組と今後の考え方を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 初めに、高齢者への訪問ケアについてお答えします。

まず、訪問看護ステーションの数の推移、受給バランス、課題と今後の対策についてですが、介護保険の訪問看護サービスを利用する高齢者は年々増加しておりますが、これに伴い訪問看護ステーションも増加しており、市全体では需給バランスはおおむね保たれているものと認識しております。

今後も、介護を必要とする方が増加することから、訪問看護へのニーズに対応できる事業所の増加が必要であるため、その推移を注視しながら、経営に関する研修など、必要に応じて事業所への支援を検討してまいります。

次に、高齢者のいる世帯への訪問についてですが、本市では、従来から閉じこもりがちな高齢者を、保健師や管理栄養士、歯科衛生士などの専門職が訪問し、生活状況の把握、必要な医療やサービス、住民主体の通いの場などへつなぐ支援を実施しております。

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

高齢化が進む中、高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で自立した生活を送ることが、ますます重要となってまいります。

そのため、フレイル予防のための様々な取組を進めており、令和4年度からは、後期高齢者を対象に、検診結果等から把握した、フレイルが疑われる方に対する訪問相談などを実施しております。

今後も、あんしんケアセンターなど関係機関と連携し、高齢者の健康状態や生活状況に応じた支援を実施してまいります。

次に、産前産後の訪問ケアとこども家庭センターにおける訪問ケアについてお答えします。

まず、保健師による訪問の実態と継続的な支援についてですが、本市では、新生児訪問と、生後2か月時訪問は原則として、全ての家庭を訪問することとしております。事情によりお会いできなかった家庭については、生後4か月までに訪問することとしております。

継続的な支援が必要な場合は、地区担当の保健師による訪問やエンゼルヘルパーの利用をお勧めするなど、必要な対応に努めております。

次に、訪問看護ステーションの産前産後の時期の利用実態についてですが、区健康課では、妊婦が精神的に不安定な場合や未熟児で生まれた場合など、訪問看護ステーションと連携する場合がありますが、全ての妊娠婦や新生児の訪問看護の利用状況の実態は把握しておりません。

次に、訪問等の情報管理についてですが、こども家庭センターでは、母子保険と児童福祉それぞれに対応したシステムで情報管理を行っており、訪問時の状況など、必要な情報は、随時共有するよう努めています。

今後、システム標準化にあわせて、より効率的な情報管理の方法を検討してまいります。

最後に、発達の凸凹のある子供への訪問ケアについてお答えします。

発達障害のある未就学児の訪問看護の利用実態についてですが、こども発達相談室では、未就学児の子どもの発達について不安を感じる保護者からの相談を受けており、障害の診断などが必要な場合に医療機関を紹介しておりますが、訪問看護の利用状況については把握しておりません。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 初めに、不登校児童生徒の居場所についてのうち、所管についてお答えします。

公的支援以外での不登校児童制度の居場所についてですが、本市の独自調査により、フリースクール等民間施設を利用している児童生徒数は、令和3年度は延べ155人、4年度は延べ217人、5年度は延べ258人と把握しております。

また、令和5年度より実施している調査から、児童家庭支援センター、放課後デイなどを利用している児童生徒数は、74人と把握しております。

次に、不登校世帯への経済的支援についてのうち、所管についてお答えします。

現段階での実態認識と支援策の検討状況についてですが、本市では、令和2年度から経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒、保護者に対し、教育支援センター、ライトポートや、フリースクール等に係る活動費及び通所費の助成を行っております。

フリースクール等民間施設利用料に関する助成につきましては、他自治体における先行事例から、事業の実効性や制度の在り方などについて、実情の把握を進めており、引き続き調査研

究に努めてまいります。

最後に、個別最適な学びと協働的な学びの推進についてお答えします。

自由進度学習の実践や成果の把握、全市的な展開の進捗状況についてですが、本市では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、各市立学校における授業の質の向上を目指しております。

教育センターでは、単元内自由進度学習を授業改善の一つの手法と考え、令和4年度からの2年間、10校の研究協力校を指定して研究を進めました。これらの取組につきまして、報告会の開催やハンドブックを作成し、全市立小中学校に周知を行っております。

その成果としまして、自由進度学習の実践校は増加しており、教職員からは、課題解決に向けて、子供たちは自分のペースで粘り強く学習に取り組むことができた、支援が必要な児童生徒への個別指導を充実させることができたなどの報告もありました。

さらに今年度は、教職員のニーズに合わせ、自由進度学習に関する研修の受講機会を増やし、各学校での授業実践につなげております。加えて、実践に向けた課題を改善するために、夜間講座を開催し、事前準備の支援や好事例の共有、実践校の授業参観などのサポート体制も整えているところです。

今後も、学校訪問などでの指導や助言、研修会の実施を通してさらなる推進を目指してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長

○こども未来局長（大町克己君） 初めに、不登校児童生徒の居場所についてのうち、所管についてお答えいたします。

まず、こどもたちの居場所における不登校児童生徒の把握と対応についてですが、どこでもこどもカフェや、プレーパークなどの子どもの居場所においては、子供それぞれの主体性を尊重しながら一緒に過ごす時間を重ねる中で、子供から自然に悩みや困り事を話してもらえる関係性が徐々に築かれていく、その過程を通じて、不登校をはじめ支援や見守りが必要とする子供の状況を把握することができると聞いております。

このような場合においては、必要に応じて、子供の抱える悩みや不安の解消に向けて、学校や支援機関と連携を図ることとしております。

次に、子どもの居場所サポーター養成講座等のこれまでの受講者数と不登校児童生徒などに関する講座内容についてですが、子どもの居場所サポーター養成講座については、平成27年度からこれまで延べ356人が受講しており、子どものSOS支援員養成講座については、平成30年度からこれまで延べ383人が受講しております。

どちらの養成講座においても、不登校児童生徒など、見守りや支援を必要とする子供への理解と対応についての内容を盛り込んだプログラムを実施しております。

次に、不登校世帯への経済的支援についてのうち、所管についてお答えいたします。

学校外教育バウチャー事業におけるフリースクールの登録事業者数と利用者数の推移についてですが、登録事業者数は令和4年度が6件、5年度は9件、6年度は10件となっており、利用者数はそれぞれゼロ人、1人、2人となっております。

次に、アフターケアの充実についてお答えいたします。

まず、退所後の若者に対する、アフターケア支援事業の相談支援体制及び支援内容と相談件

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

数の推移についてですが、本市では、千葉県と共同で2つの事業者に委託し、施設等退所後の日常的な困りごとや就職活動のほか、生活に関する様々な不安等に対して相談支援を行うとともに、必要に応じて同じ悩みを持ち情報交換を行っているグループ活動の紹介等も行っております。

また、千葉市がかつて措置していた若者からの相談件数は、令和4年度が38件、5年度が50件、6年度が59件となっております。

次に、千葉市におけるインケア・リービングケアの取組状況についてですが、子供の年齢や発達に応じた課題や出身家庭の状況等を総合的に勘案した援助指針に基づき、子供の意見を踏まえた自立支援計画を策定し、定期的に見直しを行いながら支援に取り組んでおります。

また、施設等退所後の暮らしを具体的にイメージし、必要な生活スキルを習得できるよう支援するとともに適切な相談支援機関の情報を共有し、将来の孤立化の防止に努めております。

次に、ケアリーバー支援についてお答えいたします。

まず、退所直後だけではなく長期間たった後でもケアリーバー支援が行われているかについてですが、アフターケア支援事業において、退所直後ののみならず、退所後、期間を経過した後に、再び支援を必要とする状況になった場合もいつでも相談に応じることとしております。

次に、千葉市における措置延長の状況と自立援助ホームの設置状況についてですが、措置延長となった子供の人数は令和4年度は25人、5年度は18人、6年度は18人となっております。

また、自立援助ホームは、令和6年度に1か所開設し、現在5か所の設置となっております。

次に、困難を抱える若者への支援についてお答えいたします。

まず、アフターケア事業の周知啓発の状況についてですが、児童養護施設等で生活している子供に対して、施設や児童相談所から、退所後の生活や就職などの相談先として、適切な相談支援機関の情報を伝えております。

また、施設等入所中の段階から子供自身が相談支援機関と関係性を構築し、退所後の必要な時に支援を求めるができるよう、児童相談所との面談の場等を活用し、顔合わせを行っております。

最後に、若者向けの居場所についてのこれまでの取組と今後の考え方についてですが、令和2年度に淑徳大学と共同で、高校と連携した校内の居場所に関する研究を行い、3年度には、市内等に所在する私立の大学と短期大学で構成される、ちば産学官連携プラットフォームや地域団体と連携し、高校生への本音や悩みをすくい上げ、必要に応じて専門的な支援につなげていく、校内居場所カフェを県立生浜高校で複数回開催したところです。その後、4年度からは千葉県の、校内居場所づくり事業として継続して開催されております。

若者の居場所については、こども・若者基本条例を制定するにあたり実施したアンケートにおいて、若者のための居場所に対する要望があったことから、若者の居場所を確保していく必要があるものと考えており、今後は若者のニーズを把握し、居場所の在り方について、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 渡辺忍議員

○19番（渡辺 忍君） 2回目の質問を行います。

訪問ケアの充実について。

産前産後の訪問ケアについてです。

東京都はアーリーパートナーシップモデルという子育て支援モデルを、妊娠届け出から産後1年まで、特に支援が行き届きにくいとされる初産の25歳以下の若年妊婦を対象にソーシャルワーカー・臨床心理師・保健師らの専門チームが家庭訪問により伴走支援を提供しています。困ったときに相談するのではなく、困らせないように先回りして信頼関係を築き予防支援することが柱となっています。従来の保健師による訪問では行えない経済的支援として、個々の女性の収入・支出に基づいた具体的なやりくり支援が特徴で、精神的、経済的ゆとり感を高めることを目的としています。大田区、渋谷区ほかで実施されたモデル事業では、専門研修を受けたファミリーサポートワーカーが妊娠前から産後までワンストップで、多職種の専門性で関わること、母子保健と児童福祉で特定妊婦などのデータを相互に閲覧可能とすること、ケース会議の頻度が上がり日常の連携が強固になったとの報告があります。従来の支援では、虐待通告があったケースの8割で支援対象としておらず見逃しが多かったことから、このモデルの早期発見と伴走支援による効果がより重視されています。

本モデルの結果を踏まえ、千葉市における訪問支援の現状と今後の方向性についてお伺いします。

訪問ケア全体をとおして。

訪問看護とあんしんケアセンターや介護保険サービス事業所との情報共有、連携は千葉市在宅医療・介護連携支援センターを核として進んできたと評価しております。

在宅医療・介護連携支援センターによる調査結果から、訪問看護ステーションの経営支援が課題とされていました。センターによる訪問看護ステーションに対するこれまでの対応状況をお伺いします。

また、訪問看護は高齢・障害世帯へのサービスが充実してきた一方、小児・産科・精神科の症例による訪問看護の活用については、実態把握が進んでおらず、今後調査が必要と考えますが御見解を伺います。

次に、不登校児童生徒への支援と個別最適な学びの保障について。

不登校児童生徒の居場所について2回目の質問です。

2023年度、258名が学校外でフリースクールなどの学びの場としていること、また福祉サービスの利用者が74人把握していることを報告いただきました。医療・福祉が必要とされる子どもたちには医療・福祉サービスにおいて支援計画が作られると把握しております。

支援計画は学校と共有されているか、また、実数の把握について伺います。

全ての若者が孤立しない社会を実現するための支援体制について。

アフターケアの充実について2回目の質問です。

アフターケア事業が県との共同により進められており、本人の意思も組んだ自立支援計画の策定がなされていると理解いたしました。相談件数の伸びからも、施設でのインケア・リビングケアの充実は効果があったと分かります。一方、施設における計画策定率にくらべ、里親やファミリーホームでの自立支援計画の作成率の低さが課題とされている状況です。

里親やファミリーホームにおける現在の自立支援計画の策定状況と、今後、どのような対応により作成率を上げていくのか御見解を伺います。

困難を抱える若者への支援について伺います。

高校生年齢になると、それまで支援対象だった子供が、急に自立を求められる社会であり、以前より、高校生向けの支援が途切れることを問題視しておりました。高校中退者等を切

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

れ目なく支援するための方法が待ちの相談では支援の網の目からこぼれ落ちる子供たちは減りません。

先ほど御答弁いただいたモデル事業、地域まるごと校内居場所カフェの実証研究報告書では、高校生への福祉的支援を推進するための提言がされています。

高校生以上の若年世代の居場所とカウンセラーやソーシャルワーカーと連携することができる、福祉的支援機能を持つ拠点を、各区1か所ずつ、区役所やコミュニティセンター内などに整備することや、県立高校に配置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと千葉市のことども・若者の福祉的支援担当部署や、市内の中学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報共有と連携を推進することが挙げられていました。

そこで教育委員会へ伺います。

千葉市で支援を行ってきた中学生が高校生年齢になっても支援の切れ目がないように、当事者世帯の確認を取って引き継ぎをされているか、地域福祉や県スクールソーシャルワーカーとの切り目ない協働の現状について伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 2回目の御質問にお答えします。

初めに、産前産後の訪問ケアとこども家庭センターにおける訪問ケアについてお答えします。

まず、本市における訪問支援の現状と今後の方向性についてですが、妊娠届出時の面接で、支援が必要と判断した妊婦に対しては、保健師が訪問するなど、早期把握と継続的な支援に努めております。

引き続き、妊婦や子育て家庭に寄り添い、母子保健と児童福祉の一体的な支援に努めてまいります。

次に、訪問看護ステーションへの対応状況についてですが、在宅医療・介護連携支援センターでは、訪問看護ステーションからの個別の相談に応じているほか、事業所運営についての課題解決につなげるため、令和2年度に訪問看護ステーション事業運営マニュアルを策定し、市内の事業所に配布いたしました。

また、千葉県訪問看護ステーション協会と連携し、管理者向けの研修会や個別の相談会を開催するなど、医療・介護連携の要である訪問看護ステーションを支援しております。

最後に、小児・産科・精神科分野での訪問看護の実態把握についてですが、在宅医療・介護連携支援センターでは、訪問看護ステーションの実態を把握するため、令和5年度に訪問看護ステーション向けにアンケート調査を実施したほか、連携コーディネーターによる訪問調査を実施しております。

これまで、医療と介護の連携の実態を把握する観点から、高齢者分野での調査を中心となっていましたが、最近は、医療的ケア児への訪問看護など、高齢者分野以外でのニーズも高まっていることから、訪問調査の際には、小児や精神科分野での実績を確認するなど、高齢者分野以外での訪問看護の実態把握に努めております。

今後は、市全体での小児・産科・精神科分野での訪問看護の実態を把握できるよう、効果的な調査の手法などについて検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 初めに、不登校児童生徒の居場所についてお答えします。

支援計画における実数の把握についてですが、放課後等ディサービスや訪問看護などの福祉・医療サービスの利用にあたり、個々の支援ニーズに応じて、サービス提供機関において支援計画が作成され、必要に応じて学校とも共有されております。一方で、保護者やサービス提供機関からの要望に応じて、学校が作成した支援計画を共有するケースもあります。

また、支援計画を共有している件数につきましては、サービスの提供目的の違いから一律に把握している状況にはございません。

今後も、教育・福祉・医療の各分野が連携しながら、切れ目のない支援に努めてまいります。

最後に、困難を抱える若者への支援についてお答えします。

本市で支援を行ってきた中学生世帯の引き継ぎと切れ目のない協働の現状についてですが、家庭による同意のもと、本市スクールソーシャルワーカーから県立高校に配置されているスクールソーシャルワーカーへ支援内容などの情報を引き継ぐ機会を設けております。

また、必要に応じて関係部署とも連携し、高校進学後も支援が引き継がれるよう努めています。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長

○こども未来局長（大町克己君） アフターケアの充実についてお答えいたします。

里親やファミリーホームにおける現在の自立支援計画の策定状況と今後の対応についてですが、令和6年度では、里親やファミリーホームに委託中の子供のおよそ7割について策定しており、今後は、里親支援を担当する班を中心に、委託先の御意見を伺いながら、全ての子供に対して自立支援計画が策定できるよう進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 渡辺忍議員

○19番（渡辺 忍君） 3回目は意見、要望を申し上げます。

訪問ケアの充実について。

訪問看護は、高齢者・妊産婦・子供というライフステージごとの課題に対応し、安心して暮らせるまちをつくる大切なケアサービスです。

全国の先進事例を参考にしながら、千葉市として切れ目のない支援体制を訪問看護という既にある仕組みをベースに、産前産後や発達の凸凹により養育困難を抱えた世帯へも広げるため、御答弁いただいたように実態調査を行い、周知や体制づくりについても検討いただくことを要望します。

新潟市や横浜市では助産師による産後ケアはもちろんの事、訪問看護ステーションに助産師や理学療法士などを抱えて産前産後に特化した訪問看護が充実してきています。千葉市では産前産後や小児得意とする訪問看護ステーションがどの程度あるのか、まだ共有されておらず、今後、小児科医、産婦人科医等に訪問看護を利用するとよい事例を知ってもらう取組が必要です。双子や三つ子、未熟児等で栄養や発達に不安を抱え、家庭で孤立している母親がいます。養育を孤立しないで行える福祉サービスとして産後ケアとの連携も視野に入れた訪問看護の利用促進の体制づくりを求める。

新潟市は、妊産婦医療費助成制度を背景に、訪問看護の導入にハードルが低いことも影響し

## **暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

ていると考えられます。妊産婦に向けた医療費助成の拡充も御検討ください。

また、東京の予防的支援モデル事業のような、予防的な関係を重視した支援を母子保険と児童福祉の枠を超えた専門家のチームで効果的に当たることや、国で予算化されている妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワークの構築事業の活用など、さらなる支援体制の強化を求めます。

不登校児童生徒への支援と個別最適な学びの保障について。

不登校児童生徒の居場所については、市内で増え続けているどこでもこどもカフェやプレーパーク等の運営者が不登校の子供たちを受け入れられている実態を踏まえ、それらの運営者や、子どもの居場所サポーター養成講座、SOS支援養成講座の受講者と教育センターとが協働して、公民館など公的施設を不登校児童生徒の居場所として整備することを検討してはどうでしょうか。あるいはステップルームに専任の先生がつけない場合には、こういった居場所サポーター等の配置も検討すべきです。実際、船橋市では教員ではない支援員を全校に配置した校内教育センターが昨年度より設置され、不登校の未然防止や学校復帰への緩やかな居場所として効果を感じているとの利用者からの声もあります。

子供たちが安心して過ごせる環境づくりとして、さらなる官民連携での居場所づくりを要望いたします。

不登校のいる世帯への経済的支援について。

教育バウチャー事業を利用することのメリットとして、現金支給ではないので目的外使用を防げること、申請する世帯での負担が少ないと、既に学校外の学びとして登録されたフリースクール、習い事、学習塾等で使用可能であることがあります。利用者認定を教育委員会が行えば、教育バウチャーの仕組みはそのまま活用できると考えます。委託者のチャンスフォーチルドレンは、不登校支援を自主事業としても行っている実績もあり、今後のさらなる連携も期待できます。無駄な事務経費や領収書の提出など申請の負荷を減らすためにも、千葉市モデルとして教育バウチャー事業を活用した経済支援の創設を強く要望します。

財源としては、先日、本庁舎にて行われました新日本建設・金綱一男こども未来育英基金創設に向けた寄付に対する感謝状贈呈式にて、寄付者である金綱氏から、どんな境遇であっても頑張れる機会を与えることの要望があったと伺っています。まさに不登校児童生徒のウェルビーイングを守るために、当該基金の活用を含め検討を進めることを要望します。

個別最適な学びと協働的な学びについて。

自由進度学習のメリットは明らかですが、働き方改革に反する部分もあり、今後どのように推進していくかは課題です。一方で、ここ数年の研修の受講状況から教員の関心度も高く、実施する教員の習熟度からも今後集中的にモデルとして取り組む学校をつくり、保護者や地域に対して明示し、学校改革の1つとして政策的に進めていくことを要望します。

学びの多様化学校は中学からスタート予定と伺っており、より支援の必要な小学生のウェルビーイングのためには、ますます各校に専任配置のステップルームや地域の居場所の拡充が必要です。

不登校は特別なケースではなく、誰にでも起こり得る学びの途切れです。学校だけではなく、家庭、地域、行政、そして教育現場が一体となって支える体制が必要です。

地域の公民館などの公共施設及び学校内を含め、安心の居場所を整えること、教育バウチャー事業を活用した経済的支援を創設し、学びの機会を保障すること、新しい学びの形として自

由進度学習などを取り入れることを地域や保護者に分かるように掲げ、誰にも取り残さない学びを実現することを要望します。

単に不登校の子供たちへの支援に留まらず、全ての子供たちが自分らしく学び、成長できる教育システムへと進化させる機会となります。千葉市がその先進的モデルとなるよう、今後の具体的施策に期待いたします。

最後に、全ての若者が孤立しない社会を実現するための支援体制について。

アフターケア事業において周知が進んできたことを評価する一方で、その具体的支援はまだまだ方策が足りていません。相談支援のみならず居住支援、心理ケア、医療費助成等、相談の先の実行性のある支援の拡充を求めます。

自立援助ホームは、受験期の中学生が一時保護委託されることもあり、千葉市にとっても果たす役割は重要です。一方で運営への費用助成はまだまだ少なく、施設への負担が大きいため、このままでは事業継続が危ぶまれます。そこで、施設に対する費用助成を制度として拡充すべく国に応募を行うなど、適切な費用助成の実現に努めることを求めることがあります。

アフターケア事業の周知においても、施設入所の子供だけではなく、一時保護後に家庭復帰となる子供や、アフターケア事業が始まる前に社会に出ていたりする若者にも、困難を抱えた時に専用の窓口があることを伝える工夫が必要です。改善を求めることがあります。

一時保護されたあと、社会的擁護の措置とならず、家庭復帰した場合のこども・若者の状況は社会的擁護下の子供たちと同様に困難を抱えているケースが多いです。

困難を抱える若者たちに、切れ目なく支援するためには、社会とのつながりや学びの支援、ニーズに合ったシェルターや居場所も重要です。

若者を支援する民間事業者であるマザーズコンフォートやコットンマム、ベストサポートのアフターケア事業などでは緊急的な避難のためのシェルター、ステップハウス等の自立支援施設、居場所など、市の補助を受けずに自主運営しています。事業者が事業継続できるための支援を求めることがあります。若者の居場所づくりでは、若者のニーズを把握していくとの御答弁でしたが、困難を抱えた子供たちの声も反映できるよう取り組まれることを求めることがあります。

若者が未来に希望を持てるかどうかは、私たち社会全体の姿勢にかかっています。困難を抱えた子供たちが孤立することなく、自らの夢を描き、その実現に向けて歩んでいくようにすることは、大人である私たちの責任です。全ての若者に居場所と学び、そして生きる力を保障する、誰一人取り残さない社会を、千葉市から実現していくことを強く求め、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 渡辺忍議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。8番・野島友介議員。

〔8番・野島友介君 登壇、拍手〕

○8番（野島友介君） 日本共産党千葉市議会議員団の野島友介です。

通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、ギャンブル依存症についてです。

カジノサイトの開設の禁止などを盛り込んだギャンブル依存症対策基本法の改正案が6月の国会で成立し、昨日9月25日から施行され、オンラインカジノ規定が一歩進みました。しかし、罰則規定がなく、オンラインカジノへの接続を強制的に遮断する、ブロッキングには踏み込めなかつたこともあり、抑止力がどこまで発揮されるか疑問も残り、今後の動向が注目されます。

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

オンラインカジノの利用者増に伴い、ギャンブル依存症の患者数は増加しています。

また、オンラインのギャンブルは賭け金が非常に大きくなる傾向が高く、ギャンブル依存症問題を考える会のアンケート調査結果によれば、借金をするまでの期間がたった1週間という人が30%もおり、短期間で大きな被害が生じることが分かります。スマートフォン一つでアクセスできる手軽さから若い世代で広がっており、若年層への啓発は急務です。これまで、学校現場においても、ギャンブル依存症の啓発は行ってきたことは承知していますが、今回の法改正により、オンラインカジノの違法性の周知についてのさらなる広報啓発が市に求められます。

そこで伺います。

小中学校においてオンラインカジノの違法性を伝えた上で、ギャンブル等依存症の防止教育について、教育委員会ではどのように取り組んでいるのか、また、今後の見通しを伺います。

児童手当は、制度改革が実施され、子育て世代にとっては、大変ありがたい制度になりました。しかし、その児童手当について、市民の方から夫がギャンブルにのめり込み、児童手当もギャンブルにつき込んでしまい、大変困っている。病院に行くよう話をするが、本人に自覚がないため、話し合いにならないと相談がありました。児童手当の受け取り口座は、基本的に世帯主になります。しかし、その世帯主が、ギャンブル依存症など何らかの要因により児童手当が本来の目的である子供のために使われず、ギャンブルや借金の返済などの別の用途に使われるという問題が発生しています。

そこで伺います。

ギャンブル依存症の夫が、児童手当を使い込んでしまう場合、児童手当の受給者を変更するには、どのような要件があるのかお聞かせください。

先日、今年10月から来年3月まで250競走の開催を一時的に休止することが発表されたところではありますが、現在、競馬や競輪といった公営ギャンブルのオンライン投票サイトが、利用者獲得を目指し特典の充実に力を入れています。賭け金によって還元率が変わるサービスから初回無料キャンペーンまで、各サイト運営会社が多種多様な特典を展開しています。ユーザーにとってお得感が強い一方で、ギャンブルを始めるハードルを下げるという懸念があります。

そこで伺いますが、現在のP I S T 6 公式発売サイトのホームページではどのようなキャンペーンを行っていますか。また、4月に再開される際にはどのようなキャンペーンを行う計画となっているのかお示しください。

次に、介護についてです。

介護保険の訪問介護基本報酬2%から3%引き下げられてから1年半が経ちました。その影響は利用者に及んでいます。年金から保険料が天引きされているのに、職員不足で必要な介護サービスが使えないという、制度の根幹を揺るがす深刻な事態が都市部でも進行しています。訪問介護は新しいなり手がおらず、職員が減っている、土日に入れるホームヘルパーがいない。千葉市で事業所を営む所長からのお話です。この法人では、報酬引き下げが打ち出されてから約1年間で7人が離職していました。時給を引き上げて、職員の待遇を改善しましたが歯止めはかかりませんでした。高齢のヘルパーはどんどん引退となり、40代から50代のヘルパーは訪問介護のように雨風の中を移動するような負担がない、高齢者施設などへ移っていましたといいます。辞めていく職員からは、介護がいやなわけじゃない、でも報酬引き下げで訪問介護に未来はないと見切りをつけたということです。

そこで伺います。

今年の第1回定例会においての答弁で、訪問介護事業所の休止や閉鎖が増えていることを踏まえ、必要なサービス量を確保できるよう、介護人材の確保、定着に努めてまいります、とありました。進捗をお聞かせください。

また、以前の答弁で、介護保険事業所に対して実態調査を行い、現在の従業員数と理想とする従業員数の差など、サービス提供に係る課題の把握に努めているとありましたが、どのような調査結果になっているのか、また、いつ実施されたものなのかお示しください。

次に、新紙幣対応状況についてです。

2024年に刷新された新紙幣ですが、見た目も安全性もアップグレードされた一方で、自販機では使えない、券売機が対応していないなどの問題があります。

日常生活の中で現金を使う場面はまだまだ多く、特に高齢者や未成年者にとっては深刻な問題です。多くの一般の利用者が疑問に思うのは、なぜ発行前に準備していなかったのかという点です。実際には日本銀行からかなり早い段階で新札の使用が業界に伝えられていました。しかし、導入には物理的な制約とコストの課題があります。市内の公共施設においても有料駐車場の精算機などが該当するところですが、生涯学習センター及び中央図書館の駐車場では精算機が新紙幣に対応していないと聞きました。

そこで伺います。

今後の交換の見通しをお示しください。

また、市民の方が新札しか持っていないので使えないといった場合の対応はどのようにになっているのかお示しください。

次に、公園のミストシャワー設置についてです。

青葉の森公園では夏季限定で、水の広場が無料で開放されております。雨のように空から水が降ってきたり、岩から水が吹き出したり、小川のような流れがあったりと大人も子供も楽しめる水遊び場です。夏休み中は、大変多くの子供たちが遊んでいました。このような大きな設備を作ることは難しいとは思いますが、夏の暑い時期、幼児が水遊びを楽しめるようなスペースを公園に設置してほしいと、市民からも要望が出されています。

そこで伺います。

現在、市内に水で遊べる市立の公園というのはいくつあるのかをお示しください。

また、市として、公園で幼児が水遊びを楽しめるようなスペースを増やすことについての検討はされているのでしょうか、お聞かせください。

いただいた市民アンケートでは、外の公園で遊ばせたいが熱中症が心配という親御さんの声が多数ありました。遊びや運動することで体も心も発達する幼児・児童を考えると、夏の遊び場対策として、従来はプール利用が一般的でしたが、今は表に出ることすらかないません。昨日の茂呂議員の質問で、各自治体において熱中症対策の一環として、ミストシャワーを活用する事例が拡大していることが示されていました。最近では浴びても濡れないミストを提供する機材や、大型ファンに取り付けて利用できるミスト用ポンプユニットなども開発されています。こうしたコスパの良い機材を喫緊に導入して、せめてもの代替の水遊びとして、身近な公園へミストシャワーを設置し、熱中症対策や幼児や児童の夏の遊びの多様化を図るべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、中央区の住みよいまちづくりについて。

最初に、宮崎小学校前の青葉の森通りの歩道についてです。

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

この歩道は水路にコンクリート製の蓋をかけることにより歩道として使用しています。現在、蓋にたわみや一部破損が見受けられるなど、老朽化が進行しており、本年5月には、歩行者が通行中に蓋が割れるなどの事象が起きました。

そこで伺いますが、この水路蓋の点検どのように行っているのかお聞かせください。

また、この歩道は宮崎小学校の通学路であり、水路蓋落下等の事故の発生が懸念されるようでは安全な通学路とは言えません。十分な厚みを確保した鉄筋コンクリートなどで水路蓋をかけ直すことが早急に必要と考えるがどうでしょうか。

次に、都川公園のトイレ設置についてです。

中央区長洲1丁目、千葉都市モノレール県庁前駅の近くに都川公園という公園があります。春は有名な河津桜でお花見、秋にはイチョウの木も見え、四季折々の美しさを感じることができます。また、モノレールが行き交う姿も見えますので、電車好きのお子さんや桜とモノレールが一緒に撮れるので撮り鉄にも人気な公園です。しかし、この公園にはトイレがありません。お花見をする方や遊びに来ているお子様連れの方は、公園を利用中にトイレに行きたくなったり、トイレがないと急いで自宅に帰ったり、コンビニにトイレを借りたりする人が少なからずいます。道路を挟んだ羽衣公園にはトイレがありますが、道路を渡るのには駅をとおり抜けなければいけないので大変不便です。会派が行った市民要望アンケートでは、トイレの設置を早急にと要望がでています。

都川公園のトイレの設置について市のお考えをお聞かせください。

最後に、蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の案内板についてです。

施設内に入り、すぐ左手にある大型の電光案内板ですが、長期間にわたり、故障中となっており、案内表示がされておりません。市民の方から、大変不便に感じているので早く直してほしいと話がありました。

そこで伺います。

現在、利用者の方の案内はどのように対応しているのか。

また、修繕の進捗と今後の予定をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 初めに、ギャンブル依存症についてのうち、所管についてお答えします。

小中学校におけるギャンブル等依存症の防止教育と今後の見通しについてですが、市立学校では、各教科の学習に加え、青少年サポートセンターや警察機関等と連携したネット安全教室を開催し、ネット使用による金銭被害等につながる要因や問題事例、トラブル防止対策などの理解を深めるよう取り組んでおります。

また、ギャンブル等依存症対策基本法の改正を踏まえ、オンラインカジノは違法、オンラインカジノによる賭博は犯罪だということを再認識するとともに、引き続き、各機関と連携し、学校におけるギャンブル等依存症の防止教育に努めてまいります。

次に、新紙幣対応機器の状況についてお答えします。

まず、今後の交換の見通しについてですが、現在の精算機は令和10年2月末までのリース期間となっておりますので、更新時期に対応したいと考えております。

最後に、利用者が新紙幣しか持っていない場合の対応についてですが、機器が新紙幣に対応

していないことを利用者に周知するとともに、生涯学習センターの受付窓口で旧紙幣と交換することにより駐車場利用に支障が生じないよう対応しております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長

○こども未来局長（大町克己君） ギャンブル依存症のうち、所管についてお答えいたします。

児童手当の受給者がギャンブル依存症である場合に、受給者を変更する要件についてですが、受給者となる父母のうち一方がギャンブル依存症等により、児童の看護や扶養責任についておろそかになっており、もう一方の配偶者がしっかりと家計を担っているとの申し出があった場合には、実態を確認の上、受給者を変更して差し支えないという内容の通知が国から示されておりまして、本市もこれに即した対応を行っております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） ギャンブル依存症についてのうち、所管についてお答えします。

公式発売サイトにおけるキャンペーン内容と再開時のキャンペーンについてですが、現在、公式発売サイトでは、タイムトライアル1位の選手を予想し、的中した方の中から抽選で30人に、1,000ポイントを付与するキャンペーンと、開催節ごとの払戻金総額の上位者に対し、最大で10万ポイントを付与するキャンペーンを実施しております。

なお、再開時にどのようなキャンペーンを行うかについては、今後運営事業者と検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 初めに、介護についてお答えします。

まず、介護人材確保の進捗についてですが、訪問介護を含め、必要な介護サービスを提供するため、多面的な事業を進めているところです。

具体的には、介護職員への支援として、研修受講費用の助成やＩＣＴ機器の導入支援、介護事業所の魅力向上支援として、処遇改善加算の取得支援や、ＤＸなど介護現場の生産性向上研修、多様な人材の確保のための支援として、外国人職員に向けた日本語教室などを実施しております。

次に、実態調査についてですが、訪問介護事業所については、実際に雇用している従業員数は理想とする人数に比べ、平均して5.64人少ないという結果となっております。他の介護サービスに比べて、差が大きい状況です。

また、調査は令和6年度から8年度までの、第9期介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、令和4年12月に実施いたしました。

次に、蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の案内板についてお答えします。

まず、利用者への案内についてですが、案内板が故障し、利用者の皆様には御不便をおかけしておりますが、利用者向けに別途案内板を設置するなど必要な情報の提供に努めております。

なお、総合案内には職員を配置しており、直接応対できる体制をとっております。

最後に、修繕の進捗と今後の予定についてですが、ハーモニープラザは建築後26年が経過し、案内板だけではなく他の設備も老朽化していることから、安全確保に必要な修繕を優先しなが

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

ら設備の更新を実施しているところであり、案内版については、来場者の声もお聞きしながら、今後の対応について検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 初めに、公園のミストシャワー設置についてお答えします。

まず、水で遊べる本市の公園についてですが、動物公園中央広場の噴水や花島公園渓流園、稲毛海浜公園いなげの浜の3か所で水遊びを楽しめるほか、千葉公園や有吉公園など、プールのある公園が6か所あります。

次に、公園の幼児が水遊びを楽しめるようなスペースについてですが、水遊びに必要な設備の整備や維持管理にかかるコストが大きいこと、また、利用者の安全を確保するための監視体制が必要なことから、現在のところ、新たに水遊びが楽しめる場を整備することは考えておりません。

次に、公園へのミストシャワーの設置についてですが、大規模な公園においては、千葉公園の芝庭や泉自然公園のフォレストアドベンチャーなどで、管理運営する民間事業者が、夏場に仮設のミストシャワーを設置しており、引き続き、民間事業者とも連携しながら、快適な公園の管理に取り組んでまいります。

最後に、都川公園のトイレ設置についてお答えします。

本市では、老朽化の進んだ公園トイレを数多く抱えており、トイレの快適な利用環境の形成に向け、今後おおむね10年間で進める計画的なトイレの補修及び改築の方針等を定めた、公園トイレ快適化計画を昨年8月に策定しました。

まずは、この計画に基づき、老朽化の進んだトイレを対象に改築や補修を進めており、現在のところ都川公園にトイレを設置する予定はありません。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 宮崎小学校前の青葉の森通りの歩道についてお答えします。

まず、水路蓋の点検状況についてですが、年に一度、職員が全線を対象に、蓋の破損、たわみ及び段差などの状態を目視により確認しております。

最後に、水路蓋をかけ直すことについてですが、水路蓋に不具合があった場合には、壊れにくい大型の蓋に取り替えることとしております。

引き続き、職員による点検やパトロールなどを通じて、不具合を早期に発見し、歩行者などの安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 野島友介議員。

○8番（野島友介君） 2回目も質問を行います。

最初に、ギャンブル依存症についてです。

今のギャンブルはスマートフォン1台あれば自宅で気軽に24時間できるため、依存する人が後を絶ちません。一方、ギャンブルに依存する人が賭け金を手にするため、犯罪に手を染める例もあります。全国ギャンブル依存症家族の会が、昨年、相談に来た依存症者の家族681人にアンケートをしたところ、33.8%で依存症者の犯罪行為があったと答えました。このうち闇バイトに関連していた人は30人、13%に上ったとのことです。

ある御家族で60代の女性の息子は、高校時代にパチンコなどにはまり、ギャンブル依存症となりました。職を転々とし、徐々に女性にお金をせびるようになり、金を送ってくれないなら犯罪をするとと言われ、これまでに計約1,000万円を送金しました。それでもお金が足りなかつたのか、息子は闇バイトに応募し、強盗致傷事件で逮捕されました。ショックで頭が真っ白になった。母の日にカーネーションをくれるような優しい子だった、と女性は話しました。ギャンブル依存症は進行すると、行動に歯止めが利かなくなる、ひとたび事件が起きれば、当事者だけの問題ではなく、家族や職場にも大きなダメージがあります。

そこで5点伺います。

今後は、防止教育に努めていくということですが、オンラインギャンブルへの入り口が、スマホゲームにより課金から既に始まることを考えると早期の教育は必要です。スマホ利用が本格化する小学校高学年からゲームによる課金の危険性を伝える教育が必要と考えますが、見解を伺います。

また、保護者向けの啓発活動の実施についての見解も伺います。

3つに、予防に関するポスターや冊子の全小・中学校への配布求めますが、見解を伺います。

また、教職員研修の充実求めますがいかがでしょうか。

5つに、行政・当事者団体・専門機関などが連携するための協議の場はどのようなものがあるのかお示しください。

ギャンブル依存症になるきっかけとして、若い頃からギャンブルをする環境があつたことや、家族を通して幼少期に体験をしているとそのリスクが上がります。これまでP I S T 6ではユーチューバーを起用したイベント等を行い、若年層や家族連れも多く来場しています。

家族連れて競輪場に来場しやすい環境作ることで、競輪場への敷居を下げ、若いうちからギャンブルに触れる環境を作るべきではないと思いますが、見解を伺います。

昨年の第3回定例会においての答弁で、250競走は、オリンピック等の国際大会で行われており、スポーツ色を強めたコンテンツで、スポーツとしての魅力発信に注力するとありました。しかし、今回の休止の理由の一つに車券発売チャンネルが限定されているためとあります。

今後は、発売チャンネルを拡大し車券売上げの増加を図るということですが、スポーツとしての魅力発信とは真逆のギャンブルとしての競輪の魅力が前面に出てしまうのではないかと感じますが、見解を伺います。

答弁でP I S T 6では最大10万ポイントを付与するキャンペーンがあるということです。中央競馬、地方競馬、競艇、競輪、ボートレース、公営ギャンブル5競技全てで実施されている賭けたお金が一部還元されるこのポイントサービス、このポイ活をきっかけにギャンブル漬けとなり、闇バイトに手を出して逮捕された学生が現にいます。ポイント比較サイトでは、ポイントは全て次のレースに使えます。元手はいりません、やればやるほどお得、と射幸性を煽っています。今のギャンブルはスマホさえあればお金がなくてもできるというところまで敷居が下げられています。

このような公営ギャンブルのポイント合戦ともいえる現状に自治体が、千葉市が関わるべきではないと感じますが、見解を伺います。

次に、介護について。

訪問介護から人材が流出しています。厚生労働省が3月末に公表した調査では、都市部では7割、過疎の中山間地で6割の事業所で離職者が出ています。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

---

都市部では15%が他産業へ流出、事業所の74%が人手不足を訴えています。

先ほどの事業所では、報酬引き下げに離職者が重なり、昨年度は年間300万円の減収になりました。サービス付き高齢者住宅など同じ建物の中を回る訪問介護と、地域を回る訪問介護は事実上、別のサービスです。訪問介護事業所の4割が赤字だったのに、高い利益を上げている併設型と一緒にして報酬を引き下げたのは許しがたいことです。

こうした状況を打破するためには、何よりも国が第一義的な責任を果たすことが不可欠とは思いますが、介護現場に最も近い基礎自治体である市としては、やはり実情をきめ細やかに聞き取ることが必要ではないかと思います。訪問介護基本報酬が引き下げられたのは1年5か月前。2年9か月前に行われたアンケートでは事業所の実態を把握しているとは言えないのではないかでしょうか。

3年ごとのアンケートにとらわれず、急激な変化があった場合にはすぐにでも事業所向けアンケート調査を実施する必要があったと思いますがお考えをお聞かせください。

今年、第1回定例会での答弁で、訪問介護事業所への就業希望者が少ない理由として、1人で利用者宅に訪問してケアを提供することへの不安が一番多く、次に、実質的な拘束時間が長い割に効率的に収入が得られないことが多くなっているとありました。政府は介護報酬の職員処遇改善加算を取得している事業所の平均賃金は前年比で1万4,000円近く上昇したとします。ところが、昨年の全産業平均と介護職員の給与の格差は月8.3万円。格差は前年の月6.9万円から大幅に拡大していました。実際、介護職員は前年度比で減少しました。報酬引き下げで、処遇改善加算があっても賃金改善が他産業に追いつかず、人手不足に拍車がかかった。これが真実ではないでしょうか。事業所が赤字では職員の給与は改善されません。岩手県宮古市6月議会で、赤字の事業所に対する支援金給付のための補正予算2,709万円を可決し、7月から申請開始しました。品川区は今年度、区内の全訪問介護事業所約60か所が対象で、12万円から240万円支給。他にも世田谷区は減収の補填や一律に支援金を支給、東京都杉並区は9月議会で物価高騰対策として、既存の支援策の対象外だった区内の訪問介護事業所などに対し、独自に食材費や光熱費を助成すると発表しました。自治体単位での訪問介護事業所への大きな支援が始まっています。

本市でも次期報酬改定を待つことなく緊急的な支援が急務です。国が介護報酬を改定するまでの臨時措置として、報酬引下げ分との差額を給付金として支給するよう求めますが、見解を伺います。

最後に、新紙幣についてです。

新紙幣が使える券売機、精算機の導入、一筋縄ではいかないというのが分かりました。市民の利便性向上のため、早期の対応を要望しておきます。また、市内の券売機を使用している飲食店はどうなのか、中央区でラーメン店を営んでいる店主に話を聞きました。その小さなラーメン屋さんでは、券売機の横に、新500円玉、新紙幣を御利用のお客さんは店員に声をかけてくださいとメモが貼ってありました。そこの券売機では新500円玉も新紙幣も使えないということです。ですからお客様からはひっきりなしにお金の交換の声がかかると。混雑時は対応でいっぱいといふほど話されていました。店舗に置いてある券売機、30万円から130万円ぐらいの幅で販売しています。新紙幣・新硬貨対応のために投資ができる財力のある店舗ならば、券売機交換も手段としてありますが、利益率の悪いお店ではなかなか踏み切れないのが実態です。

そこで伺いますが、本市にはこれまで中小事業者から新紙幣対応についてどのような相談が寄せられていますか。

また、千葉市産業振興財団などを通じて広く確認することが必要ではないでしょうか。

本市でもＩＣＴ活用等生産性向上支援事業があり、券売機の更新費用を補助できると思いますが、どのような場合に補助を受けることができるのかお示しください。

以上で、2回目の質問は終わります。

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 2回目の御質問にお答えします。

ギャンブル依存症についてのうち、所管についてお答えします。

まず、ゲームによる課金の危険性を伝える教育についてですが、市立小中学校におけるネット安全教室において、オンラインゲームについても触れ、依存によって金銭トラブル等につながる危険性があることなど、その主な注意点等について伝えているところでございます。

次に、保護者向けの啓発についてですが、多くの市立小中学校でネット安全教室を開催しており、児童生徒とともに保護者にも参加を促す学校が年々増加しております。また、保護者のみ対象の安全教室も行っております。

次に、小中学校へのポスターや冊子の配布についてですが、市立学校におけるギャンブル等依存症の防止に関するポスター等の配布につきましては、関係機関と情報を共有し、内容を踏まえ、配付について判断してまいります。

最後に、教職員の研修についてですが、ギャンブル等依存症対策基本法の改正を踏まえ、オンラインギャンブル等の新たな問題につきましても、教職員の理解が深められるよう研修の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 初めに、ギャンブル依存症についてのうち、所管についてお答えします。

関係機関などとの協議の場についてですが、千葉県と共に、ギャンブル等依存症についての依存症対策連絡会議を開催しております。

参加者は、当事者団体、医療機関や弁護士会などの専門機関、教育委員会、公営事業事務所、こころの健康センターなどの行政機関で、情報や課題の共有を行い、連携を図っております。

次に、介護についてお答えします。

まず、事業所向けアンケート調査の実施についてですが、訪問介護を含め、介護事業所・施設の従業員の数などに関する実態調査は、今年度実施する予定であり、今後も必要に応じて実態把握に努めてまいります。

最後に、報酬引き下げ分との差額を給付金として支給することについてですが、訪問介護の報酬引き下げによる経営悪化については、国の責任において対応すべきものと認識しており、市独自に差額を給付金として支給することは考えておりません。

なお、現在、燃料費の高止まりなど物価が高騰している状況を踏まえ、訪問介護を含む介護事業所などに対して給付金を支給しているところです。

引き続き、事業の継続が可能な報酬体系となるよう、国に対して要望してまいります。

以上でございます。

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 初めに、ギャンブル依存症についてのうち、所管についてお答えします。

まず、ギャンブルに触れる環境についてですが、他の競輪場や公営競技とは異なり、本施設では車券販売を行っておりませんので、ギャンブルのイメージを抑えつつ、若い世代の方々にも、オリンピック競技にもなっている自転車レースを安心して楽しんでいただける環境となっております。

また、御家族での来場が多い週末には、自転車や自転車競技をより身近に感じていただけるよう、補助輪を外す練習ができる教室や、キックバイク・オフロード体験会といった子供向けのイベントを実施しているところです。

次に、発売チャネルを拡大し車券売上げの増加を図ることについてですが、現行競輪と異なり、250競走はスポーツとしての魅力が大きな特徴で、車券を取り扱う事業者が増えたとしても、そのスポーツ性が損なわれるものではなく、250競走のスポーツとしての魅力を、広く発信することになるものと認識しております。

次に、公営ギャンブルにおけるポイントの取り扱いについてですが、本年4月には、競輪業界の自主規制により、100%ポイント還元や友達紹介によるポイント付与など、射幸心を煽る過度なキャンペーンの見直しが行われ、P I S T 6 公式発売サイトにおいても、適切に対応しております。

現在、全国公営競技施行者連絡協議会において、ポイント制度の適正化に向けたさらなる検討がなされていることから、今後も情報収集に努め、適切に対応してまいります。

次に、新紙幣対応機器の状況についてお答えします。

まず、中小企業者からの相談状況についてですが、昨年度、本市及び公益財団法人千葉市産業振興財団に対して、新紙幣対応の駐車場精算機に係る相談が数件あり、国の中小企業省力化投資補助金を紹介するとともに、商店街からの相談については、本市の商店街共同施設整備事業の補助金を活用し、新紙幣対応の改修を実施したところです。

次に、千葉市産業振興財団などを通じた確認についてですが、同財団で開設している無料相談窓口やコーディネーターなどによる企業訪問活動などを通じて、新紙幣対応に限らず、社会経済情勢に伴う諸課題が市内中小企業者へ与える影響を把握するとともに、的確な支援を引き続き行ってまいります。

最後に、I C T 活用等生産性向上支援事業についてですが、本事業は、中小企業者の生産性の向上や働き方改革を推進するためのものであり、既存の券売機から新紙幣対応の券売機への更新に合わせ、注文受付の自動化やキャッシュレス化など I C T 環境の構築・導入に取り組む場合には利用が可能となっております。

以上でございます。

○副議長（川合隆史君） 野島友介議員。

○8番（野島友介君） 3回目は要望をお伝えします。

最初にギャンブル依存症について。

代表質疑での答弁や今の答弁でもあったように、ドーム施設では250競走がない期間は年間の半分以上あり、パンクの学生利用やアマチュア大会の実施、補助輪卒業教室などは行っていると。これは本当に自転車競技の普及や市民が自転車に親しむ機会を作ることに大きく寄与し

ていると感じています。市民に間近でスポーツを見ていただきたいと考えるのであれば、250競走そのものをやめ、自転車競技の振興にのみ力を入れるよう求めておきます。

新紙幣対応の券売機交換について。

国でも本市でも補助金があり、キャッシュレス対応等をすれば利用ができるというふうに答弁がありました。先ほどの樋澤議員の質問でもありました、このＩＣＴ活用等生産性向上支援事業というのが、本当に事業者にとっては使いづらい、30万円から130万円の券売機、これを30万円に抑えたいけれども、キャッシュレス化などの要件があるとなかなかそういう機器がない、こういう御相談が来ております。このキャッシュレス導入が今の経営では踏み出せないということです。東京の葛飾区ではこのキャッシュレス化に関係なく機器更新費用の半額を助成していました。本市でも使いやすい助成制度にするよう求めまして、私の質問は終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川合隆史君）　野島友介議員の一般質問を終わります。

記事の都合により暫時休憩いたします。

午 後 3 時 4 分 休 憇

---

#### 午 後 3 時 30 分 開 議

○議長（松坂吉則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。46番・石橋毅議員。

[46番・石橋　毅君　登壇、拍手]

○46番（石橋　毅君）　皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます。自由民主党千葉市議会議員団の石橋毅でございます。

通告に従い質問を行います。

まず、最初に、住宅団地の活性化と空き家等の対策について。

初めに、住宅団地の活性化と空き家等の対策についてお伺いをいたします。

本市は、戦後、近代的な工業都市への発展を目指し、臨海部における工業の誘致や千葉港の整備等を推進している一方で、内陸部には計画的な住宅団地を整備し、快適な魅力的な生活環境の確保を目指すなど、バランスのとれた都市づくりを進めてきた経緯がございます。

昭和30年代の代以降、公営住宅や旧住宅公団、現在のUR都市機構、民間の大手デベロッパーを中心に大規模な宅地開発が行われ、昭和40年代の高度経済成長期におきましては開発が本格的にし、多くの住宅団地が計画的に整備をされました。若葉区には、大宮団地や小倉台団地といった分譲の戸建て住宅団地や、UR都市機構、大手デベロッパーが分譲した集合住宅団地や、みつわ台団地といったUR都市機構が賃貸する集合住宅団地のほか、千城台地区にあるような市営、県営住宅による住宅団地がございます。

これらの住宅団地は、かつては都心への通勤圏として多くの人々に選ばれ、ファミリー層が多く居住し、子育ても盛んに行われた地域であります。本市の発展と人口集中の受け皿として非常に大きな役割を果たしております。

当時は人口も増加傾向にあり、学校や保育所、公園や商店街なども整備され、地域として活力に満ちた存在であったと記憶をしております。

しかしながら、開発からおおむね40年以上が経過した高経年住宅団地となり、住民の高齢化が急速に進むとともに、子世代の転出等により人口減少につながっております。また、若年層

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

や子育て世代の流入が非常に少ないという現状があります。

高齢化が進むことで、地域の自治会活動が停滞し、地域コミュニティの維持にも支障をきたすようになっております。結果として、住みづらい地域、選ばれない地域へと悪循環が生まれてしまうことも、大変危惧しているところであります。喫緊の課題と考えております。

また、住宅団地が実際に歩いてみると、雨戸が閉じられたままの住宅や、庭木が伸び放題となっている住宅など、いわゆる空家と思われる物件を見かけます。

背景には、子世代が他地域で生活していることに加え、所有者が高齢者施設に入所している、あるいは既に亡くなっているおられるケースがあるのではないかと推察をしております。

これらの空家が適切に管理されず放置されると、老朽化による倒壊の危険や衛生面での悪影響に加え、特に住宅団地においては、景観の悪化や防犯・防災面での不安を招き、周囲の住環境や地域の魅力、さらにはコミュニティの維持にも深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

コミュニティの維持や空き家等の対策においては、先に、我が会派の代表質問で御答弁いただいたとおり、現在、執行部において、管理不全な空き家・空き地に対する指導に加え、電力データを活用した空家の調査や、空家等管理活用支援法人の指定準備などに取り組んでいると言えることと承知しておりますが、今後、調査を進めて進めるにしたがって、所有者等が分からぬ空家が多く発見されることも起こり得ると考えているところでございます。

そこで2点お伺いをいたします。

1点目に、これまでの住宅団地の活性化策と今後の取組について。

2点目に、管理不全な空き家・空き地の所有者や相続人が不明の場合には、どのような対応を考えられているのか、お聞かせください。

続きまして、新規就農者や農業後継者への支援についてお伺いをいたします。

次に、新規就農者や農業後継者への支援についてお伺いいたします。

本市農業は、首都圏の大消費地に近接する恵まれた立地条件を活かし、水稻、分かりますね、稻ですね、お米、水稻、露地野菜、施設園芸、畜産など、多様で豊かな農業が営まれております。農業産出額は、令和5年度において全国第4位の千葉県にあって、本市は県内54市町村中15位に位置しております。

このため、私たちは直売所やスーパーに行けば、色とりどりの野菜や米、乳製品など気軽に手にとることができ、彩りにあふれた食生活を送ることができます。

しかしながら一方で、燃油や肥料等の高騰・高止まりが続き、米の問題に関しては、先行きが不透明であるなど、生産者にとっては不安要素は尽きず、本市農業を取り巻く環境は、これまで以上に厳しいものとなっております。

こうした状況の中、日本の農業全般に言えることですが、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う担い手不足が深刻さを増していると、感じているところであります。

今後、ますますの農業の担い手の減少が進み、本市農業の存続が危ぶまれることが予想されており、市民の皆様方に食をお届けできないのではないかと、大変危惧しております。

このような中、令和4年度に策定された、千葉市農業基本計画では、農業の持続性を高め100年先の未来に農業と食をつなぐ、を基本の基本目標とし、その方向性の1つとして、農業の担い手を確保・育成し、農業の持続性を確保する、を位置づけて、様々な施策が展開されていると承知しております。

これらの施策により、大規模の農業者が育っている一方で、これまで本市農業を支えてきた

家族経営農家の方々にとって、農業経営を維持することが年々難しくなってきているのではないかでしょうか。

農業基本計画によりますと、2020年から2030年の間に農業者が約40%減となることが試算されております。そのうち、70代以上の農業者が約60%を占めるに対し、40歳以下の青年農業者は全体のわずか3.7%となってしまう見込みであるとのことでございます。

この数字は計画を策定した時点の数字であり、この状況を打破するためには、2030年において40代以下の青年農業経営者数を100人とする目標を掲げていることは承知しておりますが、現状、本市から農業が消滅してしまうような危機的な状況を迎えることには変わりはなく、100年先の未来に、本市の農業と食をつないでいくためには、地域農業を支える農業者への支援体制を整えることが喫緊の課題と考えております。

新規就農者への支援は、初期投資に対する補助、生産技術向上の販路に関するアドバイスなど総合的に行われていると思いますが、初期投資が高額となるが、農業収入は収益性が低く回収に時間がかかる、販路について相談に乗ってほしいなどの声が私にも届いております。

新たに農業経営を開始した際に、年間150万円の経営開始資金が交付される場合でも、最長3年間であり、それだけでは営農し続けることは難しいということではないでしょうか。

補助金も大切な支援ですが、なくても農業を続けられるような支援策を講じていく必要性を感じております。

良い作物をつくるための支援、つくったものを上手に売って収益を上げるための支援、そういったことを丁寧にやっていくことで、新規就農者はもとより、長い間私たちに美味しい農畜産物を届けてくれている農業者さんたちが、農業をもう少し続けてみようか、あるいは誰かに継がせたいなという気持ちになっていくのではないかでしょうか。

そこで2点お伺いいたします。

1つは、本市の新規就農者や農業後継者の確保・育成について。

2つ目は、新規就農者や農業後継者の経営安定に向けての支援策についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わりますが、答弁の方、よろしくお願ひをいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 住宅団地の活性化と空き家等の対策についてお答えします。

まず、これまでの住宅団地の活性化策と今後の取組についてですが、居住者の高齢化や人口減少に直面している高経年住宅団地の活性化を図るために、若年層の流入促進が有効な手段の一つと考えております。

このため、本市では、高経年住宅団地へ転居する子育て世帯や新婚世帯などに対し、入居住居費や引越費用など住替えにかかる費用を助成する、団地住替え支援事業を実施しているほか、花見川団地への転居を希望する子育て世帯が、団地内の保育所への4月入所を希望する場合に、優先的な入所の調整を行う保育所優先モデル事業を実施しております。

また、花見川団地では、UR都市機構、民間事業者と本市が連携し、多様な世代の交流や活動の場となる拠点の整備や、商店街や自治会と連携したイベントの開催などの取組を行っております。

今後、団地の活性化をさらに促進していくためには、地域と連携して取組を広げ、継続的に進めていくことが重要と考えております。このため、地元自治会やNPO法人などが実施する、豊かな住環境の魅力発信や、若年層に人気のあるリノベーション済み中古住宅のPRなどの、

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

団地の活性化を目指す活動に対する支援を検討してまいります。

最後に、管理不全な空き家・空き地の所有者や相続人が不明の場合の対応についてですが、本市においては、著しく管理が不全で所有者等が不明の空き家・空き地に対し、裁判所が選任した財産管理人が土地や建物の管理や処分を行うことができる、民法の財産管理制度を活用することとしております。

令和4年度から昨年度末までに10件の財産管理人の選任の申し立てを行い、そのうち5件は、財産管理人による空き家の売却後に新たな所有者が解体したことで特定空き家等の解消に至っております、残りの5件は、財産管理人が選任され、現在、売却手続きが進められております。

今後とも、所有者等が不明で、倒壊などの保安上の危険性や衛生上の問題を抱える空き家・空き地については、周辺環境への影響の度合いや売却の実現性などを考慮しながら、同制度を積極的に活用してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 新規就農者や農業後継者への支援についてお答えします。

まず、本市の新規就農者や農業後継者の確保・育成についてですが、本市農業の持続性を高めるため、新規就農者や農業後継者の確保育成は最も重要な課題の一つと認識しております。

このため、農政センターでは、新規就農希望者向けの研修を平成18年度から実施しております。これまでに、研修修了生のうち38人が農業経営を継続しており、市内各地において地域農業を牽引する農業経営者となっております。

また、令和5年度からは、研修生が、複数のコースの中から、自らの関心に合ったコースを選択する、ニューファーマー育成研修ヘリニューアルし、農業経営などを学ぶ座学のほか、農政センターでは最新の栽培施設を活用し、イチゴやトマトの栽培や模擬経営を学べる、実践的な研修を実施しております。今年度は、アドバンスコース1人、育成コース3人の合計4人が研修生となり、来月から育成コースの研修を開始するところです。

このニューファーマー育成研修は、農業後継者の方も、要件を満たせば受講していただくことが可能です。

さらに、新規就農につなげるための裾野を広げる取組をこどもや若者を中心に実施しております。小・中学生向けには、農業と自然科学などに関する講義や実習を行う次世代向け農育講座を、高校生・大学生などの若者向けには、市内農業者の圃場などにおける農業体験や交流などの多様な体験を提供する、アグリビジネス体験事業を実施するなど、様々な手法で新たな農業の担い手の確保、育成に努めています。

最後に、新規就農者や農業後継者の経営安定に向けた支援についてですが、新規就農や規模拡大する際には、機械の導入や施設の整備などに対し、本市独自の、未来の千葉市農業創造事業や国の経営発展支援事業を活用していただくことにより、初期投資などにかかる自己負担を軽減することで、経営安定を支援しているところです。

また、農業後継者へのスムーズな継承と継承後の経営発展を支援するため、農業継承者経営発展支援事業により、専門家による経営改善や法人化に向けた指導・相談などを行っております。

さらに、栽培に関しては、イチゴやラッキョウなどの優良種苗の供給や、作物の栽培に適した健全な土づくりのための土壤診断のほか、農業技師の巡回による営農指導などを通じ、病害

虫への対応や栽培技術の助言をするなど、農業者の声に耳を傾け、きめ細かな支援を行っております。

加えて、販路に関しては、農業者のニーズに応じて、販売先の紹介や直売所への出荷方法の助言など、販路開拓・確保に必要な支援を実施しているほか、千葉市食のブランド千の取組により、農産物の高付加価値化や競争力強化を図り、販路拡大や販売力、経営力の向上につなげられるよう支援を実施しております。

このように、新規就農者のみならず農業後継者も含め、経営安定に向けた様々な支援メニューにより、本市農業の持続性の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 石橋毅議員。

○46番（石橋 毅君） 御答弁ありがとうございました。2回目は、意見と要望を申し上げます。

初めに、住宅団地の活性化と空き家等の対策についてであります。

住宅団地の活性化に関し、若年層の流入促進に取り組まれていることは理解いたしました。

若年層の流入を促進し、地域コミュニティの持続可能性を高めるためには、団地の持つ魅力を積極的に発信し、再評価を促す取組が必要ではないかと思います。

団地紹介の若年層向けのリノベーション事例の紹介、地元自治会などによる団地の魅力発信活動の支援など、多様な広報・啓発手段を用いた情報提供などの取組が併せて行っていただくことを要望いたします。

また、団地はそれぞれの課題を解決し、持続可能な地域づくりを進めるためには、行政のみならず、住宅団地の活性化を図る活動を主体的に行う地元自治会やNPOといった団体と協力して取組を行うことが必要不可欠ではないかと思います。

本市の住宅団地は、地域の多様な主体との協働により、開発当時の活気が戻り、多様な世代が交流できるような魅力ある住宅団地に再生されることを期待しております。

空き家等の対策につきましては、取組状況について理解をいたしました。

今回、御答弁をいただいた財産管理制度については、先月の新聞や、神戸市では、非常勤の弁護士2名を含む空き家対策の特命チームを設置し、所有者不明や危険な空家に対しては、昨年度50件の財産管理人の選任申し立てを行うなど、優先順位をつけながら積極的に制度を活用しているという事例を拝見いたしました。

本市における今後の空き家等の対策につきましても、電力会社が有する電力契約の情報を活用した、空家の調査や、民間法人が公的な立場から空家の管理もしくは活用を図る活動を行う、空家等管理活用支援法人の指定の取組を着実に進めるとともに、民法に規定される財産管理制度についても、その適用可能性や具体的な活用方法を積極的に検討し、十分に活用されるよう要望をいたします。

また、さきの国会で空家の建物があれば税金が安いということであったんですけども、今度法改正されたようでございますので、それらを活用しまして、ぜひ危険を排除していただくことをお願いをいたします。

次に、新規就農者や後継農業後継者への支援についてでございます。

若い農業者を増やすため、次世代向け農育講座など、幼いころから年代に合わせた農を触れ合う場をつくり、次の世代が、農業をやりやすく、やりたくなる施策に取り組んでいることは、

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

未来につながるよい取組だと思います。

農業が若者に選ばれる職業となるよう、農業の魅力を高めるための施策に、どんどん取り組んでいただきたいと思います。

また、農業者への支援策については、機械導入や施設整備等への支援のみならず、栽培技術の助言において農業者の声に耳を傾け、きめ細やかな支援を行うこと、食のブランド千の取組へのように、高付加価値化や競争力の強化を図ることで販路の拡大や所得の向上につなげる支援を取り組むこと、これは継続して進めていただきたいところですが、日頃から、家族経営の農業者の方々から、困っているという声を直接伺っておりますので、真に必要な支援策は何かを探りながら、こうした方々への支援策を、今後も充実させていただきたいと思います。

一方、近年では、丹精込めた感性を込めてつくった農作物への鳥獣被害も多くありますので、これにより農業は諦めることのないよう、捕獲や防除などへのさらなる支援をお願いをしたいと思います。

今回の御答弁をいただき、農業を取り巻く環境は苦しい中でも、本市の農業を未来につなぐため、皆さん方が引き続き尽力されていただくことが分かり、本市農業の持続可能性を感じることができました。

今後は、地域に根差し、経営発展を目指す次の世代の農業の担い手への支援が、一層充実する取組が展開されることを期待をいたします。

そして、今、農業におきましては、今、お米だけが話題になっておりますけれども、その言葉によりますと、消費者から農家の方はもうかっていいですねという言葉が出ると同時に、農業者にとりましては、これで少しは息子や子供に少しは話ができると。今まで全然ノータッチだったんだけど、今3万円ちょっと超えているので、それらを持続できる体制をつくっていくことも必要じゃないか。そういうことによって、親から子への農業も承継されるのではないかと思いますので、その点でちょっとこれは余分なことになりますけれども、今のお米の話で農業が燃えていますけれども、今日新聞にこのような句がありまして、この世とあの世の境界に咲くと言われる彼岸花が咲いた。の人もあちらから見ているだろうが、これは秋田県大潟村の農民作家坂本進一郎さんが言った言葉ですけれども、この人も国の政策により、大潟村に農業を入れましたけれども、減反等々で非常に苦労して、減反が賛成派と、いろいろなはざまの中でお米についてやって勉強してきたようでございます。そして、ずっと話を進めてまいりますと、要するに、今、お米が買えなくなる時代が来ると言っていたけど、本当にそのとおりになったと奥さんに言っていたということでございます。今、非常にお米が高騰して、高い、安い、やっておりますけれども、もう少しすると、こういう時代が来るのかなという心配をしているわけでございまして、そして、娘さんがお父さんの病床の枕元でお父さん、稻穂が出たよということを言ったら、お父さんは涙を流しながらほっと安心してこの世を去ったというようなことが載っておりました。これは農業に対する皆さん方の温かい御支援、御協力をお願いをする次第でございます。ちょっと話が変わりまして、申しあげございませんけれども、よろしくお願ひをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 石橋毅議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。32番・麻生紀雄議員。

[32番・麻生紀雄君 登壇、拍手]

○32番（麻生紀雄君） 皆さん、こんにちは。立憲民主・無所属千葉市議会議員団の麻生紀雄でございます。

明日、明後日と、千葉ポートアリーナの方で、千葉市で初めてとなりますドッヂボールの国際大会2025アジアドッジボールチャンピオンシップ IN JAPANが開催されます。皆さんも、恐らく小さい頃ドッヂボールをやったことがあるかと思いますけど、今ではスポーツ競技として、アジア大会まで開催されております。ちなみに私のチームが昨年のアジアチャンピオンでございます。今回もたくさんの国の方がいらっしゃいますので、皆さんもぜひ、足を運んでいただきまして、迫力あるドッヂボールを、観覧無料でございますので、見ていただければ幸いでございます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、小学校における民間スイミングスクールを活用した水泳学習について伺います。

私が平成30年第4回定例会で、小学校水泳学習における民間スイミングスクールの活用について質問してから8年が経ちました。

当時の私の議会だよりに掲載されているとおり、本取組みは、子供たちの泳力の向上、学校プールの維持管理コストの削減、教員の負担軽減を目的に、平成31年にスタートいたしました。

セントラルウェルネスクラブ長沼店のプールにおいて、源小学校の子供たちがインストラクターの指導のもと、笑顔で水泳学習に取り組んでいたことは、当時、多くのマスコミが取材に訪れ、全国にも注目された取組でした。その取組が本市でも拡充され、次第に全国にも広まっていき、現在、多くの自治体や学校で実施されていることは、最初から関わり、経緯を知っている私にとりましても、大変嬉しく思います。

一方で、ここ最近は、水泳学習自体に注目されていると感じております。

近年は災害級の猛暑により、暑さ指数が運動可能な数値を超えて、水温が温水状態になったりする日も多いと聞いております。天候に左右され計画的に行いづらいだけでなく、熱中症などの危機が伴う環境下での水泳指導は、子供たちの命の安全を確保する対策が必要であると、多くの新聞記事も報じています。

併せて、体調不良等を理由にプール授業を見学する子供たちの居場所についても大きな懸念があります。炎天下の際、プールサイドは床面もかなり含めてかなり暑く、日陰もない学校もあるようです。また、室内で過ごさせようとしても、子供たちに付き添う教員が不足している学校もあると聞いております。

このように、昨今の学校における水泳学習は、多くの課題を抱えておりますが、それらを克服できるのが、室内の整った環境において、天候に左右されず、水泳指導のプロである民間のインストラクターが指導できる、民間スイミングスクールの活用であります。

千葉市で始めた本事業の当初の目的は先に述べたとおりですが、これからは、昨今の猛暑の熱中症のリスクから子供たちを守り、安全な学習環境を確保するための、民間スイミングスクールの活用と、その事業への移行促進が必要であると考えます。

そこで、千葉市における民間スイミングスクールを活用した水泳授業への移行促進について伺います。

初めに、民間スイミングスクール活用事業が、本事業化した令和4年度から昨年度までの活用数と、活用しているスイミングスクールの数の推移について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目以降は質問席にて行います。御答弁よろしくお

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

---

願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 校数につきましては、令和4年度は9校、5年度は11校、昨年度は13校となります。

スイミングスクールの数につきましては、4年度は6か所、5年度は8か所、昨年度は9か所となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 続いて今年度の活用状況、もしくは活用予定について併せてお伺いします。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 今年12月までの活用もしくは活用予定といたしましては、市立小学校15校、スイミングスクール9か所となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） モデル事業をスタートした際の2校から、本事業化された4年間で、少しずつとはいえ、着実に活用校数が増えていることは分かりました。一方で、活用しているスイミングスクールの数はそれほど増えていないようです。聞いたところでは、競争入札で落札されず、契約できていないスイミングスクールもあるとのことですが、千葉市内にあるスイミングスクールが可能な限り事業を受託し、一つでも多くの学校が活用できるよう、他自治体の情報も精査しながら研究をお願いしたいと思います。

次に、平成30年度に示してくださった学校プールの改修・修繕費及び維持管理費について、この8年間で変化があったのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） モデル事業を開始前の平成30年度時点では、学校プール施設の改修・修繕に要した費用の過去3年間の平均額は約4,900万円、プールの維持管理費には、1校当たり年間約150万円でした。

その後、本事業となった令和4年度から昨年度の1校中1校当たりの維持管理費は、モデル事業を開始いたしました令和元年度とほぼ変わっていない状況ですが、3年間における改修・修繕費につきましては平均額で約3,500万円であり、当時から1,400万円の減額となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 本事業の目的の一つが、学校プールの維持管理費のコスト削減である中、施設の改修・修繕費の減額が見られているというのは、民間スイミングスクールへ移行させた学校が増えていったことの一つの成果と言えるのではないでしょうか。3年間のモデル事業を経て本事業化になってから4年目、本事業の費用対効果にかかる分析を、さらに進めていただきたいと思います。

次に、教職員の負担に関する内容について伺います。

まず、学校プール施設において事業を行う際、プールを管理していく上での教職員の役割について、具体的な業務の内容を伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 教職員のプール管理に関する業務は多岐に渡り、教頭や体育主任

等が分業しながらその役割を果たしております。

具体的な作業としましては、その年度の水泳学習を開始する前に、プールの底にたまつた汚泥やプールサイドの汚れ、雑草を取り除くなどの清掃を行っています。

水泳学習開始後は毎日の業務として、安全点検、水質を維持するための薬剤の投与、水の入れ替え、ろ過装置の操作、また、使用学年に応じた水位の調節などにより、子供たちが安全・安心に水泳学習を行える環境の確保に努めています。

さらに、近年は熱中症を防ぐための暑さ指数の計測を行っております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 様々な業務があり、それぞれ役割を担っていただきながら、子供たちの安全確保に努めてくださっていることが分かりました。一方で、私が現場の教職員から聞いた声で、特に気になった点が、水質管理のための消毒剤の投入と水の入れ替えです。消毒剤をまくために、週休日に学校に来ていたり、細心の注意を払いながら、プール水の入れ替えをしたりすることに、負担感を感じている教職員も少なからずいるようです。少しでもその負担感を減らせる工夫を考えていく必要性を感じております。

次に、見学者への対応についてです。

プールサイドもかなり暑くなってきておりましたが、見学者に対してどのような工夫をしているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 各市立学校によって様々ではありますが、小学校は9割以上、中学校は8割以上の学校が、プールサイドにテントなどの日よけを設置して、暑さをしのぐ対応しております。

併せて、プールサイドに設置されているベンチやパイプ椅子などに座り、仲間の泳ぎの良いポイントを見つけることや、プールサイドではなく室内にて、水泳に関する動画をタブレットで鑑賞できる環境を整えることなど、多くの学校で、見学者も水泳の学習に取り組める工夫を行っております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） こちらの内容につきましても、様々な対応してくださっているのは理解できましたが、昨今の猛暑下で、プールサイドで見学されることへの心配の声が、私に届いております。また、別室における見学者の学習を管理、見守りする人員について、確保が難しい状況についても認識しておりますが、児童生徒の安全を守るためにの対応をお願いいたします。

次に、水泳学習の実施回数についてです。

小学校の指導時間数は、1回2時間で5回行うのが目安と聞いておりますが、今年の暑さで中止となった時間数が多かったと想像しております。

そこで、令和7年度の水泳学習の実施回数及び暑さなどの天候条件が悪く、実施できなかつた回数について伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長

○教育次長（中島千恵君） 本市で行った水泳学習実施後の調査によりますと、開始時期を早めるなどして、市立小学校は1回2時間で各校平均5.2回、市立中学校では1回1時間で授業を行い、7.7回実施しており、多くの学校で、学習時間の確保に努めています。

実施できなかつた回数につきましては、小学校の平均で1.5回程度、中学校の平均では0.5回

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

---

程度となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） この暑さにより水泳学習ができていない状況にあった中、必要な学習時間を確保できていたことには驚きとともに、安心をいたしました。6月初旬から夏休み前まで、水質管理などを懸念に行ってくださった先生方の御苦労があったからこそ、水泳学習の実施回数が確保できたのではないでしょうか。

一方で、コロナ禍の際に、水泳学習に制限があり、小学校で2回程度の実施にとどまることもあったと聞いております。その時の経験から、民間スイミングスクールでの1校当たりの実施回数を抑え、活用できる学校数を増やすなどの研究を進めていただければと思います。

最後に、これまで述べさせていただいた課題を改善していく上でも重要である、千葉市における民間スイミングスクールへの移行について、今後の活用校数の見通しについて伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） スイミングスクールで水泳学習を行った児童や保護者からは、快適で楽しく学習ができ、泳力が向上したというような声が上がっていることや、学校プール施設の改修・修繕費の削減に一定の効果が見られることを見られることについても認識をしております。

活用校の選定に当たりましては、原則、プールの築年数が40年以上であること、学校からの移動距離が徒歩で500メーター程度、もしくはスイミングスクールバスを利用して3キロ程度であること、児童数が300人程度であることを条件としております。

加えて、子供の安全を担保するため、スイミングスクール側の受入れが可能な人数及び専有使用ができる休館日での実施を踏まえますと、これらの条件を満たす活用校は20校前後と想定しておりますが、早期の実現に向けては、昨今の物価高騰により委託料の影響も考慮しつつ、今後の整備について検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 御答弁ありがとうございました。

モデル校2校から始まった本事業も、現状20校程度まで実施可能ということが分かりました。初めてこの場で答弁いただいた際に、スイミングスクール側が、本事業の受託が可能である場合、89校を実施可能との答弁をいただきました。いつ対象校となるのかとスイミングスクール委託を待っている保護者や教職員がとても多くいらっしゃいます。

実施可能な学校が少しずつでも増えていくことは、学校の子供たちや教職員にとって、大変有益であると改めて考えます。また、財政効果のある事業です。老朽化したプール施設の維持管理費のコスト削減に向け、本事業のさらなる拡張に期待します。

私が平成31年に見た、笑顔があふれ、快適な環境で楽しく水泳授業を受けている子供たちの姿が、一つでも多くの学校に広がっていくことを切望しています。今後、先程述べた1校当たりの実施回数の調整や、スイミングスクールが休館日以外の活用等についての研究を進めていただき、より多くの学校に、この事業が拡充していくことを期待して、次の質問に移ります。

次に、本市の災害対応力の強化についてです。

私は、民間に在職していた頃、自治体の防災情報システムの開発に携わっておりました。1995年の阪神・淡路大震災の際には、当時、自治体における、危機管理システムが存在せず、情報が錯綜し、災害情報の収集が極めて困難な状況にありました。そこで、アメリカ合衆国連

邦緊急事態管理庁、F E M Aの危機管理システムを参考に、日本で初となる、大阪府総合防災情報システムの構築に携わり、その後、東京都庁をはじめ、多くの自治体で、防災情報システムが導入されるに至りました。

また、2011年の東日本大震災直後に議員となり、初めての一般質問となった平成23年第3回定例会において、本市の総合防災情報システムの整備について取り上げました。当時の答弁では、調査研究を進めるとの回答がありましたが、その後12年を経て、新庁舎整備とあわせて、千葉市総合防災情報システムが構築されました。このことにより、市民の災害対応力の強化につながったことを高く、大変高く評価しております。

そこで、まずは、千葉市総合防災情報システムについて伺います。

新庁舎となって、総合防災情報システムが運用されてから2年半ほどになりますが、これまでに何回、市災害対策本部が立ち上がったのか。また、その主な災害の種類について伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 令和5年4月に総合防災情報システムが運用されてから、これまで4回、災害対策本部を設置しております。

また、災害の種類は、全て台風や大雨等の風水害であり、直近では昨年9月3日に設置しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） これまで台風・大雨の災害と、全て気象情報からある程度予測ができる、その経過を見ながら職員が配備につくパターンであったことが分かりました。

9月5日に静岡県牧之原市で発生した、日本最大級の竜巻は、現在の技術では予測ができない自然災害とのことであります。また本市は、今後30年以内に震度6弱以上の地震発生確率は、62.3%と言われており、さらに南海トラフ地震の予測など、大規模災害はいつ発生するか、災害はいつ起こるか分かりません。そこで、防災情報システムが構築されるまでの間、まずは、平成28年度に、職員最終システムを導入していただきました。しかし、当初は、学校職員は参集体制が異なっているとの理由から、当時、システムに登録されておりませんでした。

登録の必要性を訴え続け、平成29年には、校長、教頭と避難所担当職員となった教員のみが登録対象となり、その後、令和2年度に全ての学校職員に対して、登録対象となっており、当時の登録率は、91%と伺っておりますが、現在はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 今年度におきまして、学校職員の総数5,004人のうち4,938人が登録しており、登録率は約99%となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 職員参集システムは、参集の回答だけでなく、職員の安否確認もつながるため、学校職員も全員対象となったことは評価いたします。

さて、現在の総合防災情報システムは、気象情報から災害の予測など意思決定に必要な情報をいち早く収集できると思いますが、災害対策本部が意思決定を行うに当たり、システムを利用した仕組みについて伺います。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 総合防災情報システムは、タブレット端末やスマートフォン等から被災情報を即時に登録でき、災害現場で撮影した写真などをシステム上に反映する機能な

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

どがございます。これらにより災害対策本部での迅速な被害状況の把握が可能となり、災害対応に係る意思決定に大きく寄与しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 意思決定には、とても有効な情報が集まる仕組みとなっていることは理解いたしました。

しかし、当初、システム全体像を提案していた中で、大規模災害時の現場調査など被災地を調査するときのシステム、いわゆる復旧期のシステムなどが、まだ拡張が必要なシステムでありました。

そこで伺います。

今年度はどのようなシステムを導入予定でしょうか。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 過去の大規模災害において、罹災証明書の発行に必要な被害認定調査に時間を要したことや、判定結果に対する住民の理解が得られず、再調査を繰り返したことなどにより、罹災証明書発行の遅延が課題となっていました。

この課題を解決するため、今年度、本市ではタブレット端末を活用した被害認定調査システムを導入いたします。タブレット端末を活用することで、調査現場でも入力が可能となり、時間の短縮が図れるとともに、調査員による判定のばらつきを防止することも可能となります。

現在、来月の稼働開始に向け準備を進めているところでございます。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 罷災証明書の発行の遅延の課題解決に向けた、被害認定調査システムを導入するとのことで、計画的にシステムを拡張していただいていることで、感謝申し上げたいと思います。

引き続き、多種の先進的な事例を参考に、システムを拡張し、市民の災害対応力の強化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

さて、現在では、本市を始め多くの自治体が連携しているヤフー防災、こちらは7,000万ダウンロードや、ウェザーニューズ社の気象アプリ、こちらは4,700万ダウンロード、あとそのほかに全国避難所アプリなど、防災に関する情報関連サイトがたくさんあります。

本市においては、総合防災情報システムで集められた緊急情報や気象情報、そして被害情報、避難所情報を防災ポータルサイトに集約し、この防災ポータルサイトを通じて、関係機関だけでなく、市民への情報提供を行っておりますが、果たして市民は、千葉市防災ポータルサイトをどこまで認識しているのでしょうか。

そこで伺います。

千葉市防災ポータルサイトの周知方法はどのように行っているのか、また、市民にどの程度、どこまで認知してもらっているのでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 市ホームページでは、平常時からトップページに防災ポータルサイトのリンクバナーを設置しており、災害時には、同バナーをより認識しやすく表示しております。

また、災害情報の発信時に、防災ポータルサイトのURLを記載し、閲覧を誘導するほか、ちば市政だよりや千葉市民便利帳への掲載、市政出前講座での紹介などを通じ、積極的に周知

を図ってまいりました。

こうした取組の結果、サイトへのアクセス数は、令和5年度は年間約51万件であったのに対し、6年度は約96万件と増加し、さらに今年度は先月末時点で約49万件に達しております。着実に市民の認知が進んでおりますが、今後も、引き続き、周知啓発に取り組んでまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 千葉市公式LINEサイトに、防災ポータルサイトのメニューを取り込むなど、取組の効果は着実に出ているようあります。大規模災害時には、多くの情報が錯綜します。千葉市民は、まずは、千葉市防災ポータルサイトにアクセスするとなるよう、サイト内での市民が求める情報の精度も高めていただき、さらなる発信力の強化を求めておきます。

さて、改めて申し上げますと、本市の総合防災情報システムは、全国でも最先端と言えるシステムとなっております。その大きな要因としては、統合型GIS、いわゆる統合された地理情報システムのことですが、これが防災情報システムの核となっているところあります。

防災統合型GISの背景には、令和2年第4回定例会の私の一般質問で、府内には当時19種類のGISがあるとの答弁をいただいており、総合防災情報システムの意思決定を速やかに行う手法の一つとして、各局がそれぞれ分散して持っているGISの統合が不可欠であることを質し、求めてきました。

そこで伺います。

現在、統合型GISとしては、どこまでの情報を取り組んでいるのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 総務局長。

○総務局長（久我千晶君） 現在、統合型GISには、都市計画情報、こども関連施設などの公共施設の情報を、ハザードマップや避難所設置場所などの防災関連情報、設置の防犯カメラの位置などの防犯情報などを搭載しているほか、背景地図としては、国土地理院の地図情報や千葉市都市図・千葉市都市基本図、道路図、住宅地図、昨年7月からは地番図を搭載しております。

府内のGISは統合され、現在は14種類となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 総合防災情報システムの核となるのは統合型GISであり、下水道管の情報などライフライン情報が統合され、GISを通じて災害対策本部で確認できることにより、意思決定が、さらに迅速化されていきますので、引き続き、GSIの統合を進めていただけるよう求めておきます。

さて、令和6年能登半島地震において、本市からは400人を超える職員を派遣し、罹災証明書交付業務をはじめ、多種多様な応急対策業務等について支援に取り組んだほか、現在も技術職員を派遣し、被災地の復旧・復興支援事業の支援を行っているとのことであります。

私も、5月に会派の段木議員、岡崎議員と珠洲市、輪島市へ視察及び調査をしてきました。派遣職員の中には、1年間という長い期間の方もあり、改めて対応していただいている職員の皆様に感謝と敬意を表したいと思います。

また、当時被災された方からも方々からもお話を伺いましたが、災害直後から復旧に至るまで、最も苦労したのは生活用水の確保であるとの声が多く寄せられました。

私の町内でも、行政に対して最も強く求めているのは、上下水道管の耐震化であると認識しております。

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

本市の下水道管の耐震化は、既に80%後半まで進んでいると伺っております。しかし、上水道の耐震化については、ほとんど進んでいないのが現状です。先日、町内で一部の水道管の耐震化工事を実施していただきましたが、その際に取り替えた水道管本管は、50年以上の前に敷設されたものがありました。

さらに、昨年11月のNHKニュースでも、全国における上下水道がともに耐震化できているのは約15%にとどまっているとの報道があり、上水道の耐震の耐震化の遅れが浮き彫りとなっています。

こうした中、政府は、災害用井戸の普及を後押しするため、国が保有する全国約8万件の井戸の位置情報を市町村に開示する方向で検討に入りました。これは、昨年1月の能登半島地震の長期間の断水に直面した教訓を踏まえ、各地の地下水資源を積極的に活用し、全ての自治体で災害時の代替水源を確保するという政府の目標の達成を目指すものであります。災害では、個人や企業が所有する既存の井戸も含め、自治体に事前登録しておく仕組みであり、地震等により水道が損壊して大規模な断水が発生した場合に代替水源として活用されます。能登半島地震の際には、復旧が遅れた水道の代替として井戸や湧き水が多く、広く活用され、その有用性を改めて注目されました。

これを受け、本年6月に閣議決定された、国土強靭化実施中期計画で、2030年度までに全ての自治体が代替資源の確保に取り組むと目標を掲げております。

そこで伺います。

本市は、既に中学校区単位で非常用井戸を整備し、防災井戸協力への家の制度にも取り組んでおりますが、今回の國の方針を踏まえ、どのように対応を考えているのでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 災害時における井戸の活用は、生活用水の確保に有効であると認識しており、國の方針なども踏まえ、引き続き、民間事業者や地域団体等の井戸も含めた、防災井戸協力の家の指定により、さらなる防災井戸の確保に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 御答弁ありがとうございました。

災害時における井戸の活用は、生活用水の確保に有効であると認識しております。國の方針も踏まえつつ、今後も民間事業者や地域団体等が所有する井戸も含め、防災井戸協力の家の指定などを通じて、災害時の生活用水対策として、さらなる防災井戸の確保を求めてまいります。

さて今回は、本市の災害対応力の強化について、千葉市総合防災情報システムのさらなる充実から生活用水の確保に至るまで、質問させていただきました。能登半島地震での災害の教訓からも明らかのように、災害時に最も重要なのは、命を守るために情報の収集と、生活用水となる水の確保であります。

大規模災害がいつ発生するか分かりません。引き続き、市民の安心・安全のために、仕組みや体制、スキルのさらなる強化を求めて、強く求めて、次の質間に移ります。

次に、学区の再編についてです。

本市では、地域の子供は地域で育てるという考えに基づき、児童生徒の安全な通学や地域との結びつきを重視し、居住地により通学する学校を指定する通学区域制度がとられております。

これは、全国的な制度と同様に、戦後の学校教育法施行後に本格的に整備されたと考えられます。戦後の高度成長期を迎えて、本市の人口は急増し、団地の開発や住宅の拡大が進みました。

これに伴い、新設校の建設が行われるたびに、通学の距離の負担や通学路の安全性、地域コミュニティとの整合性等を考慮しながら、既存の学区が再編されてきました。

しかし、再編後に交通機関の整備や住宅地の再開発などが行われることにより、当初設定した学区が合わなくなってしまった地域が出てきました。

また、少子化の進行や家庭環境の変化により、通学区域制度の硬直性が課題として浮上してきました。ある学区では児童生徒数が減少し、学校の統廃合が進む一方で、他の学区では依然として過密状態が続くなど、地域間のバランスが崩れ始め、通学区域制度の柔軟性が求められるようになりました。

このような中、平成9年には、文部科学省が教育委員会に、通学区域制度の弾力的運用を通知しており、各自治体は、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うなどが求められました。

これによって全国の自治体が通学区域の柔軟な運用も始めるようになり、本市もそのような流れの中で、通学距離による負担の軽減や通学路の安全を確保するなどの理由から、指定された学校以外の学校への通学を可能とする、学区外通学承認地域を制度化したと考えられます。

この、学区外通学承認地域に居住している場合もそうですが、本市では、やむを得ない事由がある場合には、申請により指定された学校以外の学校に通学できる、学区外通学という制度があります。

この、学区外通学が認められる事由には、学区外通学承認地域に居住している場合以外にどのようなものがあるか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 学区外通学の承認事由につきましては、学区外通学承認地域に居住している場合以外に、8つの基準を設けており、各基準につきましては、転居するがこれまでの通学校を希望するとき、転居の予定があるためあらかじめ転居先の学校に入りたいとき、子どもルームやアフタースクールの入所が認められたとき、児童下校後、親戚の家などに預ける必要があるとき、兄弟姉妹を同じ学校に通わせるとき、心身に著しい疾患等があり、特に通学に支障があると認められるとき、大規模校等から隣接する適正規模校等への就学を希望するとき、その他教育委員会が特に必要と認めたときとなっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 学区外通学の承認を御答弁いただきましたが、年間何件の学区外通学が承認されているのか、ここ3年間の推移を伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 令和4年度は1,578人、5年度は1,687人、昨年度は1,852人の児童生徒が承認され、学区外に通学しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） それでは、児童・生徒の学区外通学について、市全体の割合と割合の高い区について伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 兄弟姉妹を同じ学校に通わせるときや、転居をするがこれまでの通学校を希望するときなどの理由により、市全体で約10%の児童生徒が学区外通学をしております。

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

---

また、区別では若葉区の割合が一番高くなっています。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 私は、都賀の台小学校のセーフティーウオッチャーとして、子供たちの登下校の安全を見守っておりますが、そのときの児童の通学状況から都賀の台小学校へ学区外通学によって通学している児童が多いように思います。

そこで、都賀の台小学校の学区外通学の割合はどの程度か伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 都賀の台小学校における学区外通学の割合は、約43%となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 43%は、都賀の台小学校の学区外通学の割合は、市全体から見てもかなり高いことが分かりました。昨年度は、さらに高く約50%であったということも伺っております。都賀の台小学校は、町内の真ん中にあり、通学は団地内を歩いていけるため、大通りを歩くことより、比較的安全なところ、安全な通学路であるということから選んでいるという保護者も伺いました。それでは、この都賀の台小学校へ学区外通学には、どのような理由が多いのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 都賀の台小学校では、学区外通学承認地域を理由とした学区外通学が一番多くなっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 通学距離による負担の軽減や通学路の安全を確保するなどの理由により、学区外通学承認地域が指定されていることを考えると、若葉区は地理的な要因が大きく影響して、この承認地域を理由とした学区外通学が多くなっていると考えられます。

そこで、まずは、学区外通学承認地域というものは、どのような手続を経て指定されるものか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 自治会と保護者の総意のもと、教育委員会に要望をいただきます。その後、双方の聞き取りなどにより、要望が合致しているのかを確認いたします。

合致している場合は、教育委員会と小中学校の代表からなる、通学区域調整検討委員会において、周辺の学校の状況を踏まえ、通学上の安全性などの観点に基づき協議検討したのち、教育委員会で決定しております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 承認地域を理由とした学区外通学の割合が高いということは、その学区が現状に合っていないものではないかと思います。そのため、場合によっては学区の再編が必要ではないかと思いますが、学区の再編には、地域コミュニティとの調整や過去の設定経緯なども関係し、簡単にはできないことも理解できます。

それに対して、承認地域の指定については、学区の再編に比べ、保護者と地域コミュニティとの調整のとりやすさ、そのスピードを踏まえると、その有効性、有用性は認めるところであります。

それだけに承認地域の存在は、その地域の住民にはしっかりと伝えるべきだと思いますが、都

賀駅で朝、駅頭の際に出会う児童は、都賀駅を超えて、学区の遠い小学校に通う子供たちがおります。保護者からは、承認地域であることを知らなかったという声も聞きます。これは不利益と感じている保護者がいるということも事実であります。

そこで、学区外通学承認地域について、当該地域の保護者に対する周知方法はどのように行っているのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 市ホームページにおきまして、通学区域に関する資料を掲載して周知をしており、居住地の指定校を確認できます。

また、学区外通学承認地域に該当する住所と、その地域の指定校から変更可能な学校につきましても確認できるようにしております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 小学校に入学していない新1年生の保護者が、自らその情報にアクセスし、その情報を得ることは、もともと制度を知らない方には、とても難しいと思います。また、インターネットをうまく使えない人もいます。特に共働きなどの理由から保育園に通っている保護者は、保護者間の情報共有も難しく感じます。

このような方たちに対して、その情報をもう少し積極的に伝えるべきと考えますが、今後の対応を伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 学区外通学の制度概要を含め、学区外通学承認地域にお住まいであれば、申請により居住地の指定校以外の学校に通学できることにつきまして、来年度、新1年生になるお子さんを対象に実施する就学時健康診断の際に、保護者の皆様へお知らせすることといたします。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） ありがとうございます。ぜひとも不利益とならないよう、しっかりと周知していただきたいと思います。

では、承認地域を理由に小学校を学区外通学した後のお話を伺います。

スライドを御覧ください。

本市では、原則、A小学校の学区にお住まいの児童は、居住地の指定校であるA小学校に進学します。その後、同じく指定校であるC中学校に進学することとなります。

仮にこの児童が、承認地域を理由にB小学校へ学区外通学したとします。

その場合、中学校に進学するにあたり、居住地の指定校であるC中学校に行くのか、それとも、学区外通学したB小学校の児童が進学予定のD中学校に行くのか、どのように取り扱われるのか伺います。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 小学校を学区外通学していても、原則、居住地の指定中学校に進学することになりますが、改めて学区外通学の申請をしていただくことで、学区外通学した小学校の児童が進学予定の中学校への進学を認めております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 引き続きスライドを御覧ください。

先程のケースで、A小学校の学区のお住まいの児童が、B小学校の学区外中学校した場合、

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

中学校の進学には、申請により、学区外通学したB小学校の児童が進学予定のD中学校にも通学できることが分かりました。こちらの方が近いからということもございます。

しかし、承認地域に居住する地元の保護者、つまり、A小学校の学区にお住まいの保護者からは、このことを知らなかった、これについてとても不利益を感じている保護者がおります。小学校を学区外通学しなかったので、居住地の指定校であるC中学校にしか進学できないということがあります。

もし、小学校入学時にこのことを知っていれば、B小学校の学区外通学をすることで、より近くの通学路も安全と思われるD中学校に進学できる可能性を残せたはずです。

この児童たちに対しては、中学校進学時には、D中学校にも行かせるようすべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 原則としましては、居住地の指定中学校に進学することとなります。

なお、中学校進学時に学区外通学の必要がある場合は、学区外通学を申請していただき、承認事由に該当する場合のみ、学区外通学が可能となっております。

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員。

○32番（麻生紀雄君） 簡単に言いますと、近くのB小学校を選べたのを知らなかつたため、駅を超えてA小学校へ入って、そののち、本来であればD中学校が近いのに、今でも現状では申請できないということが答弁から分かりました。

また、承認地域の制度については理解できましたが、教育委員会のホームページを確認すると、98の承認地域があることが分かります。その中では、小学校と中学校の双方を承認地域として認めている地域もあります。これは、承認地域として指定する際に、地域コミュニティの整合性や地理的要因など、様々な状況を検討の上、小中学校それぞれを単独で承認するのか、小学校・中学校双方を承認地域とするかで決定するものだと思います。

それで言いますと、B小学校の承認地域とするのか、B小学校とD中学校の双方を承認地域とするかということあります。

今回の答弁を踏まえますと、都賀の台小学校の承認地域については、学区外通学のうち学区外通学承認地域を理由とした割合が高いことに加え、自治会の状況や地理的な要因を鑑みても、小中学校双方を承認地域とすべきであり、自治会と保護者の総意があれば、中学校についても承認地域として学区外通学できる可能性があることが分かります。

今後、地元自治会や保護者から相談があった場合には、適切に対応していただくことを要望させていただきます。

さらに、これだけの割合で学区外通学しているのであれば、そもそも学区を再編することで、その申請手続は逆転するものと思われますので、学区の再編についても御検討いただきたいと思います。

なお、今回、私の地元に特化した内容を取り上げましたが、同様の課題を抱える地域があると考えられます。特定の地域においても、学区を見直すのか、承認地域として指定するのかなど、市として対応はしっかりと御検討いただきたいと思います。

また、承認地域については、当該地域の保護者へしっかりと情報提供し、不利益な取扱いにならないよう適切な対応をお願いいたします。

**暫定版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 麻生紀雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、29日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後4時38分散会

**暫定版** ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第7号（9月26日）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉市議会議長 松坂吉則

千葉市議会副議長 川合隆史

千葉市議会議員 伊藤康平

千葉市議会議員 植草毅